

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に係るヒアリング(2)」

2. 日時：令和5年2月28日（火） 13時30分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、武田安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理計画部 計画グループリーダー

他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000097.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000098.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）

「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000099.html

- ・ 令和5年1月30日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」
- ・ 令和5年2月17日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」
- ・ 令和5年2月27日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のタケダです。
0:00:03	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:07	本日のヒアリングは、令和3年の1月に申請があった事業許可について、
0:00:14	これまでに提出が私は元に事実確認を行うものになります。
0:00:19	まず規制庁側の出席者ですが、本庁側からオオハシタケダシミズ。
0:00:24	ウェブから古作調査官が出席しております。
0:00:29	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、それぞれの担当について、
0:00:36	また、本日の議題の構成達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:44	はい。日本原燃大庭と申します。接続時間かかりまして申し訳ございませんでした。本日の出席者ですけれども私大庭です。あとフナミズへのろうカンヤマスモモザワオガセオオヤマ。
0:00:59	クドウイシハラ a アベサイトウタマキが対応いたします。
0:01:04	役割分担ですけれどもちょっと出席者多くなってございますのでちょっと個別で担当との紐付けはございませんけれども、新知見関係であったりですとか、ヒンショウ%とそれから経理的基礎ですとか、
0:01:19	あと技術的能力といったそれぞれのパートで役割を持った者が出席をしてございます。
0:01:25	議題といたしましては、まず、前回のヒアリングでコメントをいただいております。この申請書の変更のその新知見関係の考え方のところが一つと、
0:01:37	ちょっと前回のコメントいただいて提出しておりますけれども、申請書の前後比較表ですか、対比表をご提出をさせていただいておりますのでこちらの確認と、
0:01:49	あと、技術的能力の整理資料を当社の方から一部、
0:01:56	同じタイミングで提示させていただいておりますのでそちらと、
0:01:59	整理資料同じ整理資料で経理的基礎、こちらのMOXだけになりますけれども、こちら前回のヒアリングでコメントを受けて、修正したところを、として提出。
0:02:10	しております。あと追加で、品管体制、最終ルート、9にあたるパートですけれども、こちら1月30日にすでに提出をさせていただいておりますけれども、こちらの確認と、
0:02:21	ということで、目的といたしましてはこちら、

0:02:25	これからのですね考え方について当社から説明を行う、就任して説明を行って、ご確認をいただくというこの議題についての確認を目的といたしております。
0:02:35	考えております。以上です。
0:02:40	はい。規制庁の竹澤ですありがとうございます。
0:02:44	それでは最初の議題の方に入りたいと思います。
0:02:49	あと最初の資料としましては、変更の考え方ということでよろしいでしょうか。
0:02:56	はい。表現の場ですはい。その通りで結構です。
0:02:59	規制庁竹田です。それではこの資料について補足で説明と内容は事前に確認しておりますが、補足して説明する内容がありましたらお願いいたします。
0:03:11	はい。日本原燃大庭です。
0:03:14	この考え方につきましては、前回添付、
0:03:19	書類それぞれの考え方を示した資料として、特に添付書類4のところですね、
0:03:27	気象海象推理等のところについて
0:03:31	考え方を記載しておりましたけれども、今回考え方といたしましては、設計評価が変更となるような条件で、この条件が変更となっている場合は、
0:03:43	やはり変更申請といいますかへ申請書に反映する必要があるだろうということで、確認を行っております。その様を、その確認の結果を、今回、
0:03:55	資料の形で、別紙1という形で提出をしてございます。あわせてその考え方を非常にちょっと簡単でございますけれども、補足とエセ補足説明資料ということで、
0:04:07	この別紙1の補足という形で添付をさせていただいているというそういう資料になります。
0:04:13	考え方については以上です。
0:04:18	竹尾です。ありがとうございます。ちょっとこの資料につきまして規制庁側から確認があればお願いいたし。
0:04:25	県庁オオハシですけれども、
0:04:30	本資料ですけれども、
0:04:35	前回のヒアリングで当方が求めた資料というのは

0:04:39	原燃の方に置いて新知見とかに関して、どういうふう収集をしていて、どういうふうそれをどういうプロセスでその知見を集めているのかといったことを聞いたかったわけなんですけれども。
0:04:51	この資料だと、今回の変更、今回の申請にあたってどういうふうに対応したのかということが書かれてあって、先ほど今、
0:05:02	私が申しましたように日頃どういうふうに対応してるのかということが記載されてないんですけれども、
0:05:10	その辺いかがでしょうか。
0:05:15	はい。日本原燃の大庭です。
0:05:16	今回の変更申請に関しましては、この補足説明資料に書いておりますように、基礎気象庁ですとかホームページですとか、あとその外部機関だとかまた事業者の状況審査の状況等を確認しておりますけれども、
0:05:32	それ以外としてはですね、特に地震、地盤関係については、定期的に外部の状況学会論文等の確認というのを、定期的に確認をして、その収集を行っているというところを行ってございます。
0:05:48	以上です。
0:05:49	はい。
0:05:50	ご承知だとは思いますが、挙カーのその申請書とかでも、御社においてはその新知見を収集して反映をしていくということが書いてあったり、
0:06:01	また今後そちらでも策定されるF S A Rとかにおいてもその新知見を収集していくと、いうことですので、そういったことが日頃の
0:06:13	原燃さんの方の前の方の対応として行うことだと思いますので、そういったことを記載していただければと思っております。
0:06:21	はい。そういった意味で、ちょっとこの資料だとかなり内容が不足としてしていると。すいませんコサクです。はい。
0:06:29	まず記載云々以前に、元に説明してもらいましょう。
0:06:33	はい。
0:06:42	はい。
0:06:43	日本原燃大庭です。
0:06:48	あと新知見の確認については今現在としては先ほど申し上げたような地震津波関係地震地盤関係ですね、こちらは定期的に確認を行ってございます。
0:07:01	やはり今、当社特に新規性の設工認をやっております。コサクです。はい。内容じゃなくて、まずどういう位置付けのものとして、社内体制が組まれているのか。

0:07:15	そのあたりまず保安規定ではどうなってます。許可では宣言されてますけど保安規定ではどうなってますか、社内規定ではどうなってますか、それを踏まえてどういう実施体制になってますか。
0:07:26	どうやられてますかっていう順番にしてください。
0:07:30	はい、日本のオオバです。
0:07:32	許可では最新の技術的な試験を取り入れて評価、やっていきますということに記載をさせていただいております。それを受けて、社内規定としては、まず保安規定です。今ご指摘ありましたような保安規定の中で、
0:07:48	その技術的な知見の取り込みこれは例えば
0:07:52	施設のそのて聞的的な評価ですとか、あと個別に火山のモニタリングですとかその外部の植生みたいなものの確認というのは今、保安規定の中でも一部確認をして、やっていくということにはなっております。
0:08:08	今の保安規定がまだ
0:08:11	図書基準の許可をいただいた内容のすべてを見込んだ保安規定にまだなっていないところもありまして、網羅的に確認をするところの仕組みがまだできていないところは確かですので、
0:08:22	これ竣工後は定期的なあれ性向上評価ですかねこの届け出を竣工後やっていかないといけないことになってございますので、それに向けて体制も含めて今後構築をしていくということで今考えているところでございます。以上です。
0:08:41	コサクです。今完全なものじゃないって言われましたけど、
0:08:46	設備に関係しないようなものについてはすでに取り込まれていると。
0:08:51	て、
0:08:52	どこまではできてどこまではまだ保安規定に入ってなくて、それに応じてどういう対応を今してるのか、っていうのを説明してもらえますか。
0:09:04	うん。
0:09:05	すいません。そういう意味だとちょっと保安規定の取り組みのところをです。具体的にどういう整理で今入っていて
0:09:15	それに対してそれに対してやってることはやってるんですけどもちょっとどういう整理で、その挙カーに基づいて保安規定に一部入っていて、
0:09:29	はい。
0:09:31	それ保安規定は今、青木区新基準の取り組み二段階でやろうというふうに考えてまして、基本的には設備に関係しないところっていうのは第1回目の保安規定で、

0:09:45	基本的にはお取り組みを行っていますので、その設備に関係しないところというのは基本的に今の保安規定の中に入っていてそれを、の確認を行っている。
0:09:55	いう形になるかと思います。
0:09:57	以上です。
0:10:00	古作です。今の説明からすると基本的には入ってて、保安規定のもとの活動を始めているという理解でいいですか。
0:10:11	日本原燃大庭です。
0:10:14	ちょっとその具体的に、保安規定の大きさをですねさらに社内の規定にどういうふうに落とされてというところはちょっとすいません今の時点でちょっとお答えできる。
0:10:27	思っておりませんので、ちょっとそこは確認をして、資料の配布も含めて、
0:10:33	対応させていただきたいと思います。
0:10:38	はい。補足です。本来は
0:10:41	そういった資料をすでに出されて、この場で確認をしたかった
0:10:46	ことですので、
0:10:48	至急取りまとめて説明ができる状態にしてもらえればと思います。
0:10:53	で、具体はちょっと整理をしてっていうことではありますけど、基本的にはやる形になって情報収集を進めていると。
0:11:03	いうところで、それを
0:11:06	それを踏まえて、今回の先生にあたりどう処理をするかというところで、
0:11:14	今回説明いただいているような、何でしたっけ。
0:11:18	ちょっと待ってください
0:11:24	設計や評価が変更となる新たな知見はないと。
0:11:31	いうことで申請書に反映する必要はないという判断を、
0:11:37	申請のプロセスとしてQMS上鳥居、
0:11:41	整理をし、申請に至ったと。
0:11:45	いうことでいいですかね。
0:11:49	はい。辨野場です。はい。その通りです。どうぞ。具体も含めて確認をして、資料に反映したいと思います。以上です。
0:11:59	はい。よろしく。補足ですよろしく申し上げます。それで言うんですけど、今少しキーワード入れたんですけど、QMSの説明の方にも、
0:12:11	もともとの標準応答スペクトル取り入れっていう設計プロセス、
0:12:16	と、あと申請のプロセスということで書かれていて、

0:12:22	その申請プロセスの中には今みたいな話も入ってるんですけどその理解でいいですよ。
0:12:37	そうですね申請書に反映しなければいけないような事項が出てくればその都度その申請に入れるかどうかというところは確認をしていますので、そういう
0:12:48	ことになるということで間違っていないと思います。
0:12:51	以上です。
0:12:52	はい。補足です。
0:12:56	そうだと思うんですけどそうだとしたときに、現状先ほど最初にお話いただいたように、1月末に提出された資料のQMSの接続説明の資料の中には、その旨は、
0:13:11	書かれてないようにも見えるんですけどそのあたりどうですか。
0:13:22	はい。日本原燃大庭です。1月末に提出した層理資料は有毒ガスの時のベースで作っておりますので、現状ちょっとそういうところは取り込まれていないところがありますのでちょっとという。
0:13:35	規定に取り込むかということも含めて検討して、して必要に応じて、修正版を提出させていただきたいと思います。
0:13:46	はい。補足ですよろしくお願いします。
0:13:50	本、本来は申請対象じゃないというところの、
0:13:55	話で、その念のための確認というようなところなので、
0:14:02	補足で、あまり
0:14:05	きっちり書くっていうほどのことでもないと思うんですけど、プロセスの、この部分でこういうことやってますよと。
0:14:12	というのが
0:14:13	簡単にわかればいいかなと思いますしそれと、
0:14:19	改めて作られる、この新知見の取り組みっていうところとがうまく繋がって、見えればいいかなと。
0:14:26	思いますのでよろしくお願いします。
0:14:29	はい。稲毛の場で承知いたしました。
0:14:41	はい。
0:14:41	コサクですけど、オオハシさんその上で、風速の話とかってこれからされる。
0:14:46	はい。
0:14:48	はい、じゃあお願いします。
0:14:50	はい。
0:14:52	2ポツのところで、

0:14:56	ポツで、
0:15:03	次の資料のことですが、1ポツ目です。
0:15:07	考え方の話。
0:15:11	むしろもう、
0:15:13	それがまだ
0:15:24	規制庁の竹田です。この資料につきまして、規制庁側から何かございますでしょうか。
0:15:33	特になければ、一旦この資料で振り返りをしてから次の資料の確認に進みたいと思いますので、八木の方で振り返りをお願いいたします。
0:15:43	はい。日本原燃大庭です。
0:15:45	新知見関係につきましては、当初考え方提出させていただきましたけれども、現在のその新知見の
0:15:56	収集といいますか確認に関する現状の取り組みというところの記載が不足してございますので、そちらをまずは反映をする形で資料を修正をさせて、
0:16:09	いただくということで考えてございます。
0:16:12	以上です。
0:16:14	補足ですけど、武田さん、ごめん、17日の資料と27の資料どっちの話を今、
0:16:19	李猪狩って言ったの。
0:16:24	と、今の資料は10何、2月17日の資料です。
0:16:29	17
0:16:33	原燃の方はコサクです原燃の方を持つわけじゃないけど、17はあくまでイントロであって、内容は27の話をし始め、
0:16:43	し始めたとか申してたっていう状況だったと思ってて、
0:16:46	17の資料で、何か反映をっていうのって、私はあんまりイメージが持てないんだけど、何が。
0:16:55	言いたいのかっていうのを、逆に竹田さんの方から言ってもらっていいですか。
0:17:03	成長。
0:17:04	はい。規制庁の竹田です。失礼しました。の確認結果につきましてはこの
0:17:10	27日の資料で、そうですね。こちらで記載を拡充していただければと思いますのですいません。今、原燃から説明いただいた内容は、この資料での拡充になると思います。

0:17:23	コサクです。ごめんなさい、この資料というのは 21 日の方の資料って意味。はい。2 月 27 日の資料です。
0:17:30	はい。補足です。そうすると 27 日の方の資料だと、先ほど大橋さんが言いかけたような話がまだ残ってたと思うんだけど、
0:17:39	どうなんでしょう。
0:17:40	はい。
0:17:43	27 日の 1 枚紙のこの資料ですけれども、こちらの方の
0:17:50	はい。2 ポツの方の変更の判断のところ、ポツで、気象の家という言葉があって、そこで風速の話が書いてあって最後に更新により、
0:18:02	設計に影響がないことを確認したと、いうことではあるんですけども、
0:18:07	一応最終的な表結果には変わりがないということではあるものの、多分そこに至るまでの計算とかそういった評価と関わるかと思うんですけども、
0:18:18	そういったことで、
0:18:23	はい。他にいかがでしょうか。またすみませんちょっと話が戻りますけれども、この変更の判断というところも割と衛藤。
0:18:32	2 行ほどで短く書いてあるんですけども、今、先ほど説明があったそのプロセスを経ていろいろ判断してるかと思うんで、そういったことも少し拡充していただければと思いますけどいかがでしょうか。
0:18:46	はい。日本原燃の大庭です。こちら 2 月 22 日、27 日の資料の 2 ポツの二つポツ一つ目のところ、課税の評価で更新により設計に影響がないということを記載しておりますこれ具体的な中身としては、
0:19:01	43.4 というふうに、最大風速が変わったとしてもですね、今
0:19:08	風荷重ですがこの風の評価に使っているのは、この 3、最大瞬間風速から出す風速ではなくて別の求め方で出している、45.4 という数字でしたりあと竜巻を考慮して、
0:19:22	風速 100 メーター / s e c というところの荷重を考慮してございますので、この 43.4 にこの数字が変わったとしても設計に何ら影響がないということで記載をしておりましたのでそこをちょっともう少しわかるように、
0:19:36	入り肉付けして記載をしたいと思います。以上です。
0:19:41	はい。迫です。
0:19:43	ごめんなさい、念のため確認ですけど今の、
0:19:45	竜巻の 100 メートルっていうのはちょっと、

0:19:48	規約過ぎてて、その手前に行った 45 メートルっていうのが大事なポイントなんだろうなと思いますけどそれでいいですかね。
0:19:57	はい。
0:19:59	45.4 のところですねもう管理課長としては校長等は考慮してますのではい。そちらの記載をしたいと思います。
0:20:07	はい。補足です。わかりました。
0:20:09	大橋さんどうぞ。はい。
0:20:14	清町大角です。
0:20:16	今 2 ポツについて設計の影響は、設計に影響がないことを感じたっていう内容について話しましたが、最後 3 ポツで申請書への影響っていうところで、
0:20:30	今回の最大瞬間風速は最新の知見で更新があったけど、集計上変更がないから申請書の変更はないっていうこと等は書かれてるんですけど、
0:20:41	もう、
0:20:42	設計に変更がないっていうところ等、申請書に変更しないっていうところのその関係の整理が、としては現在どういうふうに考えてるのかっていうところをちょっと説明いただけますでしょうか。
0:20:58	はい。日本原燃大庭です。
0:21:01	ちらっと、今の課税のルールがわかりやすいかと思うんですけども、その評価上用いている、
0:21:11	条件というのが、
0:21:14	あって、その数字が結果的に変わっていないということで設計評価上の計算も含めて評価が変わらないという場合には、結局多分
0:21:25	データの更新のような形になりますので、そういったものは、変更申請を都度するところまでは
0:21:35	今のところ考えていないというのが、当社側の考え。
0:21:39	になります。
0:21:40	との回答になってるかどうかわかりませんが以上です。
0:21:43	はい、規制庁シミズです。今回の申請のメインとして
0:21:50	ポートスペクトル震源特定せずの件ですけども、その中で最新データとして実際許可の申請書上に 41.7 っていう数字が書かれてて、
0:22:03	そこも特に記載の適正化として、この変更のついでに、
0:22:07	データを更新するっていうことはせずに、
0:22:10	今後、設計として変更があるってなった時にこういったデータも更新するっていうそういう整理をされてるっていう理解でよろしいでしょうか。

0:22:22	日本のオオバです。はい。その通りでございます。以上です。
0:22:26	はい。
0:22:27	整理として何かわかりました。
0:22:30	私からいいよね。
0:22:31	こそコサクですけど、今の点で私はまだわかんないのは、最後のなお書きはじゃあ何で、
0:22:39	その結果を変更対象としているになっちゃうんですかね。
0:23:09	あ、すみませんちょっとお待ちください。
0:23:42	日本原燃の大庭です。なお書きについては今回の変更申請の中で、他電力さんの状況も踏まえてすでに設計評価に使用しない条件でも、
0:23:57	一部、データの更新といいますかその論文の更新であったり地形の更新というのをやっているところがございまして、なお書きで記載をしています。こちらのちょっと前回のヒアリングでも話ございましたけれどもやはり今回は、
0:24:10	標準応答スペクトルの変更案ということで地震地盤関係という意味で、広く今回の変更申請にかかるところという考え方で、この地震、地盤地震津波火山というのは、
0:24:23	知見の反映を行わせていただいたということになります。以上です。
0:24:30	はい。補足です。
0:24:32	それがわかるようになお書き、書いてもらえますか。
0:24:36	山田です。わかりました。承知いたしました。ちょっと修文いたします。
0:24:39	はい。よろしく申し上げます。
0:24:41	以上です。
0:24:47	成長タケダでその他規制庁がございませうでしょうか。
0:24:52	もうよろしければ、先ほど、元から変え、振り返りいただいた内容までは復唱していただかなくて結構ですけども、それ以降、
0:25:04	振り返りとして、皆、この資料の見直しをする部分について説明をお願いいたします。
0:25:12	はい、門田大場です。先ほど申し上げたもの以降で変更といたしまして2ポツの変更販売のところ補足説明資料27の資料ですけども変更判断のところ、
0:25:23	について特にこの課税のところですね、変更しなくてもよい理由のところをもう少しわかるように記載をいたします。最後の3ポツの申請書への反映のところについても、

0:25:37	最後ですね、なお書きの地震地盤関係ここを整理対象外とした考え方がわかるように記載を修正いたします。以上です。
0:25:47	すいませんコサクです。ちょっと念のためなんですけど、
0:25:51	41.7メートルパーセクから43.4メートルパーセクで、設計としては45.4でしたかね、使ってるということなんですけど。
0:26:03	結構その誘導。
0:26:04	の関係からすると、大分捕まっ近くなってるなという感じなんですけど。
0:26:10	最大風速、
0:26:12	トレンドとしてはどんな感じになっててってということなんですかね。
0:26:21	藤木43.4で計測されたのってどんな状況で、今後も伸びていくようなものなのか、たまたま特異に吹いたものなのということなのかっていうことなんですけど。
0:26:32	ただ、表現のオオバです。ちょっと最大値という観点で確認を行ってまして、ちょっとトレンドという形では見ていなかったところがございますので、
0:26:43	ちょっとそこは確認したいと思います。
0:26:47	はいコサクです。そういったところの分析も適宜されておられるんだと思ってたんですよ。まず、
0:26:57	先ほどの45メートルの話も変えていかれる際にはそういったところの内容も、
0:27:03	説明いただけるといいかなと思います。よろしいですかね。
0:27:07	はい。日本原燃大庭です。はい過去の値がどういう傾向にあるのかというところも一緒にあわせて記載を拡充したいと思います。以上です。
0:27:15	はい、古作ですよろしく申し上げます。
0:27:25	規制庁の竹田です。それでは、よろしければ次の議題に入りたいと思います。
0:27:32	次は前後対比表になるでしょうか。
0:27:40	こちらの資料につきまして元の方から、補足で説明がある、ありましたらお願いいたします。
0:27:47	はい。日本原燃大庭です。
0:27:49	こちらはちょっと全般的に変更している最初に言うと添2.3.9になりますけれども、変更箇所を全般的に理由をわかるように記載をしておりますのでちょっと個別の説明は省略いたしますけれども、

0:28:06	ちょっと考え方といたしまして、変更理由のところ例えば最初に事業変更許可申請書添付書類2の、2ページ目事業計画の2というページですけれども、
0:28:17	ここに今後の変更というふうに記載をしているものがございますこちらは、
0:28:22	今の変更前後対比表の変更後に貼っておりますのが、去年の1月に申請した申請書を貼ってございますので、
0:28:32	その後の有毒ガスの反映ですとかあと、前回のヒアリングのコメントの反映を踏まえてさらに、こっから変えていかないといけないところが出てきておりますので、
0:28:42	それはちょっと今後の補正で変えることになるんですけれども、あと今の変更後のところには入れないこともあって今後の変更という形で、
0:28:50	さらにどういうことを変えていこうとしているかというのがわかるような記載をしております。書き方としてはそういう形になって采配、浅井処理廃棄物事業もすべて同じような書き方にしております。
0:29:02	以上です。
0:29:07	規制庁の竹澤です。
0:29:11	まずは、事業計画から、
0:29:15	規制庁のタケダです。それではまず、事業計画の方から添付書類2の方ですね、こちらから確認したいと思います。では規制庁側から確認お願いいたします。
0:29:28	規制庁の大橋ですけれども、
0:29:33	もうすでに2ページ目の事業計画の1ページ目になりますけれども、こちら米として、
0:29:39	変更に係る再処理による再処理事業の開始の予定時期ということで2行ほど、記載はされているんですけれども、こちら、
0:29:50	今回の再処理に関してはその再処理の竣工というのとこの応答スペクトルを踏まえた、その事業の開始時期ということで二つあるというようなことは理解しているんですけれども、
0:30:00	理解しています。それで、こちらの記載ですけれども、例えば、ちょっと今、ちょっとこれ
0:30:07	2行ほど書いてあるんですけれども、こちら、左のように再処理本体の方の竣工時期プラスここに書いてあるような応答スペクトルを踏まえた、
0:30:20	回収時期と、

0:30:22	というような二段階を書くこともあるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:30:32	はい。日本原燃大庭です。
0:30:35	今回の変更が標準応答スペクトルの反映ということで、以降、変更にかかるということで、経過措置の話のみ記載しておりましたけれども、ご指摘の通り再処理施設がまだ竣工をしていないということもございますので、事業の開始の予定時期、再処理設備本体と、
0:30:54	あわせて両方書くということで、願修正を考えたいと思います。
0:30:59	以上です。
0:31:02	はい、わかりました。
0:31:06	続いての件ですけども2ページ目ですけども、
0:31:10	すいません、補足です。
0:31:13	今の並べて書くのはお願いをするとして、
0:31:19	それでどう書くかなんですけど、現状だと別途定められる経過措置の主周期って言うんですけどこれ定められないんですよまだ。
0:31:29	それはあの委員会でも話をしたところであって、
0:31:33	2宛名も含めて全体で進めるつもりなのかっていう事業者側の状況を聴取をしていたときに、
0:31:44	原燃から、原燃だけじゃないか、当然事業者の総意として、
0:31:49	基本早期に適用していくんだと。
0:31:53	ということで話を聞いていて、
0:31:56	この書き方だとその意図が組まれてないような気がするんですけど、これ、何でこんな書き方してるんですか。
0:32:10	すでに許可が出ているRFSは、
0:32:15	新基準適合も含めた事業開始に合わせるように進めますということで、ここの部分は書かれていてそれで許可されてるんですけど、
0:32:25	いかがですかね。
0:32:28	日本原燃、大場です。
0:32:30	当社の場合は新規制基準の適合とは切り離しを行ってその新規制基準の中に乗せて、竣工させていくということであればRFS、
0:32:45	さんと同じように、正直の記載というふうなことになったと思うんですけども、当社がそれとちょっと切り離しをして対応していくということもあって、
0:32:56	この標準応答スペクトルの事業の開始を反映した事業の開始ということで記載しておりましたけれども、

0:33:04	ご指摘の通り、早期に適用していくという意味で事業者として、いつまでにこれを、
0:33:11	を適用させて、この適用した施設での事業の開始をいつするかというところは記載をすべきだと。
0:33:19	いうふうに思いますので、ちょっとここも
0:33:22	具体的な時期を入れる方向でちょっと考えたいと思います。
0:33:28	以上です。
0:33:29	はい。コサクです。その間、その考えのもとに対応いただければと思います。先ほど言ったその意見聴取の場でも、
0:33:40	A T E N A の資料の中ではありますけど、
0:33:43	その中で、全体を整理した中では、
0:33:47	原燃の
0:33:48	市営施設については、令和7年の施行に申請令和8年認可受けて、適用していきますというふう書いてあってですね。
0:33:59	現年
0:34:00	単独のページでは、令和8年の分を書いてないんですけど、
0:34:04	実情としては何らか想定をしておられると思いますので、それで書いていただければいいのかなと思ってます。
0:34:13	で、ちょっと追加で申し上げておくと、これはあくまで添付書類なので、そこから新基準適合の審査が長引いたりですね、いろいろと状況変化があって、
0:34:24	ずれたとしても、それはそれでその状況をちゃんとす、具体的には設工認申請のところで、工事計画なり何なりというところを表せられると思いますし、
0:34:37	つっても結局あれですかね、設工認の審査機関でしかないから申請すればそれにそれで足りるのかもしれませんが、
0:34:47	明確にする民具は、
0:34:49	タイミングというか場所はあると思いますので、あまり
0:34:53	不確定なのでとかっていうのは心配しなくてもいいかなというふうに思ってます。
0:34:57	以上です。
0:34:58	小沼です。承知いたしました。
0:35:07	あ、はい。
0:35:08	続いて事業計画のこの2ページ目当初の3ページ目になりますけれども、
0:35:14	衛藤、こちらですけれども、ここに関しては今後の変更ということで、

0:35:23	この記載じゃなくて、今後変更しますということが書いてあって、一方1月30日提出いただいた後の経理的基礎の
0:35:32	資料では一応変更案みたいなものがすでに書いてあるというふうなことは理解してます。
0:35:38	それで1月30日に提出のあったキュリティの6ページ目のところで、
0:35:44	今後の変更案みたいなことが書いてあるんですけどもそれを見ると、
0:35:52	令和6年度、
0:35:54	2、0。
0:35:56	0トンということです。7年度以降は未定というふうな記載がされていて、これが今後、
0:36:03	出てくるのかなと思ってるんですけどもちょっと下の質問なんですけれども、令和6年はそのまま、
0:36:12	竣工される時期、予定されている時期かということなんですけどこの0ってというのは、
0:36:17	再処理を全くしないってということなんですかねそれとも何か四捨五入すると0というそういう理解なんでしょうか。
0:36:28	行目のオオバです。
0:36:30	令和6年度につきましては焼香スルー椎名竣工する年ですね就航する年になるんですけども、まず当時竣工した後に、
0:36:42	今再処理工場の中にアクティブ試験の時に書類、せん断処理して、残っている領域が工程内にございますので、せん断を行う前に、まずその溶液の処理を行うということを、
0:36:57	26年度ですねが6年度にはやるという計画でございますので、結果的にはせん断が令和7年度以降ということで、計画をしてございます。この予定生産、ごめんなさい予定と、
0:37:11	よくて、
0:37:13	再処理はですね予定再処理数量のところはこれせん断量で記載をさせていただきますので、せん断は令和6年はゼロになるということで0というふうに入れさせていただいております。以上です。
0:37:27	はい。
0:37:28	せん断量といったことは、
0:37:33	その定義というのはどこから決められてるんでしょうか。
0:37:39	すいません1000、
0:37:41	1000台無料だという定義がどこで決められてるかというご質問でしょうか。日本のオオバですけども。はい。
0:37:49	はい。

0:37:50	せん断どうであるというふうなてギイは、
0:37:57	9になるかと思うんですけどやはり最初里道ということで法律の方を定められている記載になりますので最初ということが一番最初にやる操作としては、せん断開始というのが、
0:38:09	再処理量というふうになると考えてますので、再処理量としては今ここせん断量を記載をする計画にしております。レベル製品の量が、次のページの予定生産量というところで、これウランだったりウランプラトニウム酸化物の
0:38:24	製品量ということで記載をするということ考え方で記載をしております。
0:38:29	以上です。
0:38:30	はい、わかりました。
0:38:35	右のところの備考の記載で、この計画というものの、ものはその実施中期計画に基づきというふうな記載があるんですけども、この実施計画っていうものは、
0:38:48	この整理資料でもいいですけどちょっと添付していただければと思うんですけどもいかがでしょうか。
0:39:02	そうですね。はい。せ整備資料2、今検討してなかったがついてないと。最終の整理実施中期計画認可されている実施中期計画を整理資料の補足説明資料として添付するようにいたします。以上です。日本原燃大場です。はい。
0:39:20	規制庁大橋です。江藤8コサクですねのためですけど中期計画って一般の名前はついてますけど、結局見てみて見ていくってということで今みたいないところが書いてあるだけでしたよね。
0:39:34	日本稲葉です。当間三藤のところも3年分になりますので
0:39:43	あ、ごめんなさい中期計画は内輪の数字が入ったものがこれ最初機構さんが作られて経産大臣の認可を受けるものですけども3年分の数字は入ったものが認可されることになると思います。毎年そのような形に、
0:39:59	坂です。だとすると未定じゃないよ。
0:40:03	いえ。
0:40:07	きて、
0:40:10	えっとですねここが今未定になってるのはその中期計画で決まっているところ以降のところは未定にしております。
0:40:25	さらにちょっと今回、イレギュラーな形になってまして中期計画が出た後に、中期計画これ毎年3月の末に出てるんですけどもそのあとに当社が竣工時期を変更したということがございますので、

0:40:39	その最新の状況も踏まえた形で、今の取得計画を記載してますので、もしまたそのところ、
0:40:50	本来月か来月3月に中期計画がもし認可され、
0:40:55	ますと、そのあとに、申請もしくは補正をするとするとその数字をは入れていくという形になります。
0:41:03	ちょっとすみませんわかりにくいんですけどもそういう状況です。
0:41:06	古作です。それで言うと、
0:41:09	現状の
0:41:12	データと、
0:41:14	計画の後、補正ですかね。
0:41:19	はい。日本原燃大庭です。ちょっと地震とか地盤側の評価が審査がまだ続いているところではありますけれども、
0:41:28	ちょっとタイミング的にはおそらく、中期計画が出た後の補正になるのではないかと今のところは考えてます。
0:41:37	はい。補足です。そうすると、先ほど3年分って言われましたけど、
0:41:43	Aは567は数字が、
0:41:46	1D8から見てになるっていう、
0:41:50	2本目オオバです。はい。その通りでございます。
0:41:55	はい。補足です。その上で、ちょっとここは、こっからプラスアルファあるんですけど、
0:42:03	見てっていうので今後もずっとそれで対応するつもりなんですかね。
0:42:10	現状は大分社会環境的に不安不安定というか、明確なところがあって、
0:42:16	決められないっていう古藤なんだろうとは思いつつも、
0:42:22	一応これは
0:42:25	ある程度の期間の形、10年とか、
0:42:30	何ってこちら、規則で定めているような版の運用の、
0:42:38	見積もりというか考えっていうのを示してもらってそれに対応したその施設になってるかどうかっていうのを見るためのものなんですけど。
0:42:47	本来、その意味だと見てってのはあまりよなくて、
0:42:51	考えとしては示していただきつつ、具体になったときには、
0:42:56	変更があって、それは使用計画で出していただければいいということだと思んですけど、そのあたり、今後の、
0:43:03	ここの部分の運用の考えっていうのは何かありますか。
0:43:12	日本下のオオバです。
0:43:15	10年は数字を入れていた時期もございましてこれは実施中期計画がそもそもなくて再処理機構さんができる前の運用ということで数字を入れて

	いた時期がございまして、法律の体系が変わって、処理機構が当社に委託するという形になった後は、
0:43:34	この実施中期計画というのが、再処理を決める、元になりますのでこの中期計画に基づいて、最初に行うという注記を付ける。
0:43:44	それとこの中期計画で決まっていないところは未定というふうなことで記載をして、
0:43:50	ございましたが、確かにおっしゃる通り、今後の見通しを示すという意味での、この表があるということです、ちょっと数字を
0:44:02	記載するかどうかというのは、ちょっとすいません検討させていただきたいと思いますいろんなちょっと資料、他に使用計画ですとか当社が公表している暫定操業計画というのものもあるんですけどもそういったところの数字との兼ね合いもございまして、
0:44:18	ちょっと数字、
0:44:20	記載することも含めて考えたいと思いますけれども、ちょっと検討させていただきたいと思います。
0:44:25	以上です。
0:44:27	はい。補足です。よろしく申し上げます。何の見通しもない状態で、
0:44:32	今日、
0:44:33	許可をしていくっていうのが、相当違和感を持っててですね。
0:44:36	実態上でいうと、元の事業は、すでに指定を出していて、その後の変更の内容での審査なので未定でも、目を作っていたんですけど、
0:44:49	今後の事業変更許可といったときに、その状況によってはその数字を前提に何らか確認をする必要があるかもしれないので、
0:45:01	その点では未定が基本だと思わないほうがいいかなとお話しました。少し整理をしていただければと思います。お願いします。
0:45:09	はい、柳沼です。承知いたしました。
0:45:19	他系統側から事業。
0:45:22	でしょうか。
0:45:26	よろしいでしょう。
0:45:27	それでは一旦ここで区切りまして振り事業計画についての振り返りお願いします。
0:45:34	はい。日本原燃の大庭です。事業計画関係につきましてはまず、変化からの最初の事業の開始の予定時期について、
0:45:45	再処理施設の本体の竣工時期。それからあわせてこの

0:45:52	評定とスペクトルの反映のを開始時期についても現状の北井記載ではなくて、時期を入れた形での当社としての考える工程ということで開始の予定時期を書く方向で検討いたします。
0:46:07	あと、
0:46:09	最初に数量ですとか取得計画関係のところですけども、今後、今ちょっと実施中期計画で決まっていなところは未定としておりますけれども、ちょっとずっと今後この先も未定という書き方がいいのかということとこの数字を使って評価していく。
0:46:26	ことも考えられるというご指摘も踏まえてどういう記載がいいのかということとを検討するというところが、当初の対応となります。以上です。
0:46:36	規制庁の竹澤です。ありがとうございます。今の説明で何かコメントはございますでしょうか。
0:46:42	コサク先生すみませんちょっと追加でなんですけど、
0:46:46	資金のところ
0:46:49	本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない
0:46:55	なっていて、これ実用炉も同じようになっているんですけど、
0:47:01	一方で
0:47:03	ごめんなさい。それは今の資料だと、
0:47:08	こべ。
0:47:11	そう。どっちでもいいかな。戸田下で書いてあるページだと、4ページのところにまず書いてあって、ここは変更の工事を要する資金なんで変更の工事は要しないと。
0:47:25	ということだから
0:47:28	その旨書いたということで理解をするんですけど。
0:47:32	次のページ。
0:47:36	ここは変更に係る再処理施設による再処理の事業開始の日以後、10年内の費用を含む毎事業年度における資金計画、
0:47:47	なのであって、
0:47:50	この変更については工場ともなんてって何か変な感じするんですけどこれどういうことですか。
0:47:55	はい日本語のままです。
0:47:57	こちら方向についても2項と同じように、申請時点ではこの変更について工事を伴わないためという1くくりで、この資金計画についても記載をしておりますでしたけれども、

0:48:11	備考欄変更理由のところの今後の変更のところに書いてございます通り、今のご指摘の通りですね、他の2による資金はないんですけども、この事業開始後10年の資金計画事業の収支見積もりというところは、変更がないかどうかというところは示す必要があると。
0:48:29	考えており、おりますので、次の補正の際には反映をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:48:36	コサクですすいませんわかりました備考の括弧の今後の変更というところで書いてあるということで理解しました。それで言うと逆にですね、ちょっと前のページ戻ってしまう。
0:48:48	もらってたんですけど、以降に書いてあるようしないため、直って書いてあるのはどういう意味ですか。
0:49:05	日本原燃の大庭ですすいませんちょっとここ誤記だと思いますので
0:49:12	そういうことが、これ見直しと申しておりますのはこれ変更前と変更後の修正の理由を記載してますので、
0:49:23	今回2項は記載をしないことに見直しという意味で見直しと記載をしておりますそういう意味でございます。
0:49:30	コサクです。その上でなんですけど、添付資料添付書類の位置付けなんですけど、これは
0:49:38	この前の許可から変更するというわけじゃなくて、
0:49:42	その変更事項に対して説明する、そのときの書類っていう、
0:49:47	本来位置付けなので、見直しということではないと思うんですけどいかがですかね。
0:49:56	2百名のオオバです。承知いたしましたそうですねちょっと特にこの添付書類はそのような考え方変更に係る説明資料だと思いますので、ちょっと備考欄の記載の仕方は見直しを考えたいと思います。
0:50:13	以上です。
0:50:14	はい。補足ですよろしくお願ひし、
0:50:21	衛藤規制庁からその他、確認ございますでしょうか。
0:50:28	よろしければ、次は添付書類3の技術的能力のほうに入りたいと思う。
0:50:36	令和元年度はこちらも説明はないということでよろしいですか。
0:50:43	ある
0:50:44	ちょっとお待ちください。
0:51:04	他にありますはいすいません江藤有責能力は特にこちらから補足する事項ございません。以上です。
0:51:11	そのタケダです。それでは規制庁番号の確認に入りたいと思います。
0:51:15	規制庁側から確認があればお願いいたします。

0:51:23	はい。規制庁大橋ですけれども。
0:51:25	衛藤。
0:51:27	通しの 25 ページをお願いします。
0:51:39	違うか。
0:51:42	あ、失礼しました当初 31 ページです。
0:51:46	31 ページの方で、
0:51:49	こちらの、
0:51:53	組織図ということで、記載していますけれども、この枠組みの箇所は変更があった箇所というふうなことで記載しているとは思うんですけれども、
0:52:07	確認ですけれども、
0:52:12	この中ほどに業務、
0:52:19	これが
0:52:23	廃棄物管理室、管理課というものが左右にある、変更前変更後にあるんですけれどもこれ特に変わっていないようにも見えるんですけれどもこれ、
0:52:32	衛藤。
0:52:33	太字で囲われた理由は何でしょうか。
0:52:55	全然聞こえてますか。
0:52:59	日本原燃のオオバですはいすいません聞こえております。
0:53:02	ちょっと確認をしておりましたが、変わっていない。
0:53:06	可能性がありますのでちょっと確認をして間違いであれば、ちょっと枠囲いを取りたいと思います。すいません。失礼しました。
0:53:16	はい。
0:53:19	これは久我行為は判例とかで何かその額がこういう変更があった箇所とか、そういうふうに示していただければと思います。はい。
0:53:28	米田オオバです。承知いたしました。
0:53:32	あとこの備考欄ですけれども、これ本規定の反映ということでよろしいですかね。耐震。
0:53:44	江藤兵藤です。の組織図のところの質問でしょうか。はい、そうです。
0:53:55	谷中です組織を変える場合ははい保安規定が変更になりますので保安規定の反映という考え方で間違いではないと思います。
0:54:07	はい。
0:54:12	はい、わかりました。
0:54:15	規制庁の竹野です。ですね、通しの 32 ページお願いしたいんですけども、

0:54:24	ここにある第1表ですね、ここに業務の文章ということでまとめられているんですけど、今回の申請に関わる業務っていうのは、一番左端の業務の欄でいうとどれに該当するのでしょうか。
0:54:45	はい。日本原燃大庭です。
0:54:48	今回の地震動関係に関しましては、
0:54:54	評価等を行っているのが、土木建築部というところで、小野行ってございます。
0:55:01	ただちょっと今、これ第一報、ご指摘の第1表のところは、ここの記載が新增設に係る設計及び工事という項目で記載をしております。
0:55:12	ちょっとこれを作成した当時ですねこれ地震動の変更のようなところを想定した、
0:55:19	表の形になってございませんでしたので、ちょっとこういう地震動関係の評価を行うところも土木建築部になるということでもちょっとこれがわかるような形でこの第1表も少し修正をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:55:35	はい。規制庁の竹田です。まさにおっしゃる通りで
0:55:40	今回の業務に関しては土木建築部ということで、理解はしているものの、新增設に関わる設計工事ということだったので、本当に対応がしているのかという、疑問からのコメントになりましたので、おっしゃる通り、対応していただければと思います。
0:55:57	広野オオバです。承知いたしました。
0:56:04	関オオハシ先生に続けたいと思います。
0:56:07	技術的能力の31ページ、通していくと、
0:56:15	はい。37ページになりますけれども、こちら確認なんですけれども、
0:56:23	変更前変更後ということで
0:56:27	赤字で記載されて変更前の方は赤字の中ほどのところで安全文化の醸成活動並びに云々かんぬん、
0:56:36	も含めた品質マネジメントシステムというふうにその品質マネジメントシステム、
0:56:41	こういった修飾語がついていたんですけども、変更後の方についてはこれがとられていると。
0:56:46	ということです。で、こちらの方はそのとったとってその趣旨が変わってないというような理解なんですか。
0:56:58	日本原燃のNOです。
0:57:01	ご質問は安全文化のところでございますけど、はい。

0:57:07	要は、7月29日の許可の時のジャックの2009棟等を書いてある再生に関わるっていう、この技術基準については、
0:57:17	まだ安全文化の規定が入ってなくて、このジャンク逃避技術基準はそういう安全文化に関わる活動を含めた品質マネジメントシステム、確立するということで、保安規定に記載しておりました。
0:57:32	で、今回一新検査制度ができて、品質管理基準規則になった時点で、この規則の中に安全文化に関わる活動が盛り込めるかと。
0:57:43	ということですので、記載自体を削除してございますけど、この品質管理基準規則の中に安全文化の活動が含まれているので、活動としては同じような活動をしていくと。
0:57:55	ということでございます。以上です。
0:57:59	はい、わかりました品質管理規則の方は見ていますのでそういったことかなと思ったんですけども、水上の確認です。はい。
0:58:08	衛藤。
0:58:10	続けたいと思いますすいませんコサクです。
0:58:14	ちょっとすいません。私が、
0:58:17	ちゃんと聞き取れてなかったの、一つ戻ってしまって申し訳ないんですけど。
0:58:22	先ほどのタケダが確認したところの回答をもう一度聞かせてもらっているんですか。
0:58:35	日本原燃はです。第1表のところのご質問だと思いますけれども、こちらは今回標準とスペクトルの範囲に係る評価、対応については土木建築部で行ってございまして、
0:58:50	この表1の中で土木建築部が出てくるのが新增設設計に係る設計及び工事ということで、当初この事業変更許可の対応を含めたせ、
0:59:02	設計対応っていう中に、は設計対応その新增設環境が出るんだということで考えており、おりましたこの表を作っておりましたのでちょっとこういった地震動が変えると。
0:59:13	というような評価のところがこの表にはちょっと今記載をされていませんので、こういった
0:59:20	事象の関係の評価も土木建築部で行うということがわかるような形で、この表をちょっと見直しをしたいというふうに考えていますと。
0:59:28	以上です。
0:59:30	とコサクです。この表自体は保安規定なり、そういったところの文章との関係では、直接は関係しなくてこの説明だけで、
0:59:40	変えても大丈夫な。

1:00:07	日本原燃大庭です。ちょっと保安規定での役割のところの書き方をちょっともう一度確認しますが、ちょっとおそらくその地震動に特化したような記載っていうのはなかったんじゃないかと思しますので、ちょっといろいろこの表を変える際にはそういったところ、
1:00:28	規制側の役割との記載のところ、
1:00:31	それは出ないような形で、確認をした上で修正をしたいと思います。
1:00:36	以上です。
1:00:37	はい。補足ですよろしくお願いします。大体、その時に規定上では読みづらいついていうことがあるんだとすると、
1:00:48	読みづらい中なぜ土木建築部がやることにしたのか、その判断をどういうふうにしたのかと。
1:00:55	という、どういうふうに言った内容、及びプロセスっていうことなんですけど、
1:00:59	いう辺りを説明いただけたらなというふうに、
1:01:03	明日、
1:01:08	はい。日本原燃大庭です。ちょっとそこの保安規定の書き方がどうなってるかというところろ、
1:01:15	に影響してくると思いますので、ちょっと確認をして回答させていただきたいと思います。
1:01:20	以上です。
1:01:22	はい。よろしくお願いします。ちなみにこの資料もあるんですけど、QMSの補足説明もあったりして、どこで説明するのが一番いいんですかね。
1:01:35	それぞれ何らかの説明ということかもしれませんが、
1:01:47	日本原燃大庭です。技術的能力か委員村長体制かちょっとどちらかになると思いますけれどもちょっとそれも含めて、考えさせていただきたいと思います。以上です。
1:01:59	はい、補足ですよろしくお願いします。で、その次のオオハシの安全文化の関係での質問に対してなんですけど、
1:02:08	品質管理の規則の制定に私も関係してたので、それはそれでいいんですが、それに伴って、
1:02:20	QMS体制というこ等で対応づけて書いていったはずなんですけど、その意味で安全文化ってどっかに見えるようにしてたんじゃないかなと思うんですけどそのあたりってどうなってますか。
1:02:44	例年のですねお待ちください。

1:03:38	お待たせいたしました。この資料の下の技術的能力が 35 ページでござ いますけど、
1:03:47	安全文化の記載に関しては、35 ページの上から 2 上に、社長はっていう ところが、
1:03:54	ございますけど、品質方針を設定すると。
1:03:57	この品質方針は、安全及び品質の向上のために技術人組織の 3 要素を踏 まえ、
1:04:04	安全文化の向上に取り組むということでこの部分で、安全文化の活動に ついてはうち取り組んでいくということを記載させていただいております。
1:04:16	以上です。
1:04:20	コサクですありがとうございます。これでいうと安全文化っていうのは 黒字になってて、
1:04:26	もともと書いてあったんだけど、ある意味規則の方も、
1:04:32	現状のその時の現状の運用も踏まえながら安全文化の位置付けっていう のを、この部分で明確にしたので、原燃のこの書類としては安全文化と いう言葉自体は黒だけれども、
1:04:45	その表現ぶりとして規則に合わせながら、この赤字のように修正をして いったということですかね。
1:04:54	日本原燃のモデル作成の通りでございます。
1:04:57	はい、古作ですわかりました。
1:05:02	規制庁大橋ですけれども、技術的能力の 31 ページのところで、
1:05:10	衛藤。
1:05:11	この安全文化っていうところを取ったのは理解したんですけれども一応 備考のところに、その辺が書いてないので、その備考のところにそのと った施設というものを記載していただければと。
1:05:22	思います。
1:05:25	いかがでしょうか。しました。はい。あとそれと、
1:05:29	この 4 ポツのタイトルですけれども、最後品質保証活動というふうな
1:05:36	言葉になっていて、これは見直したとその品質保証活動ではなくて、品 質マネジメントシステムにかかる活動というふうなことかと思えますけ ども、この辺いかがでしょうか。
1:05:53	新野です。江藤高取でございますけど、前回有毒ガス D B 供用の時もそ うでございますけど、このタイトルの品質保証活動、
1:06:04	言葉、用語に関しては、技術的能力に関わる審査指示、言葉をそのまま 変更せずに使うという方針で、

1:06:14	実施しております。その上で、説明する中身については、品質マネジメントシステムに関わる活動というふうに変更すると、というような方針で、
1:06:25	こういう的能力の資料を作成しております。以上です。
1:06:35	はい、古作です。今の説明でいうと、
1:06:40	安全委員会の機能技術的能力指針について我々まだそのまま使うっていうことで規定をしているので、その対応として整理をしてある。
1:06:51	ということで、それが見直された場合には、
1:06:54	それに遭わセールことになるかなっていうことですかね。
1:06:59	日本原燃のF、その通りでございます。
1:07:03	はい。はい。補足です。こちらの整理が、その部分難しいところだと思うので、状況を理解しました。
1:07:10	大橋さんどうぞ。はい。
1:07:14	規制庁大橋です。先ほど江藤削除したところに関して備考で、その変更理由を書いてくださいと言いましたけれども、このところも幾つかそういうところがあるので適宜、チェックしていただければと思います。
1:07:28	続きまして、37 ページ、あ、すみません技術的能力の 37 ページをお願いします。
1:07:37	通しでいくと、
1:07:41	はい、藤氏、
1:07:45	配当します。43 ページですね。
1:07:51	ここで、
1:07:54	変更前はその品質保証活動方針品質保証活動状況、
1:07:59	及びその品質保証活動と、それを变更后では品質マネジメントシステムという言葉で括ってあって、それがその備考のところを見ると、マニュアルに整合する表現の見直しと、
1:08:12	いうふうなことなんですけれども、これ
1:08:16	品質マニュアルに関して、ちょっと衛藤。
1:08:20	整理資料の方でもいいですけども、ちょっと添付していただければと思ってます。あの辺今のその整理資料の方見ると、その辺品質マネジメントシステムについて、その追加した事項に関して示しているというような、
1:08:32	記載になってるので、
1:08:35	その該当する部分の品質マネジメントシステムそのものについてもつけていただければと思ってますので、この辺いかがでしょうか。
1:08:47	長嶺です。衛藤。

1:08:49	ご指摘の通り該当するところの品質マニュアルを添付するようにいたします。
1:08:54	はい。
1:08:55	それと、この品質マニュアルに整合する照明の見直しってこの記載なんですけれども、品質マニュアルっていうのは、多分、その下部規定であると、保安規定の下部規定か何かだと思うんですけども、
1:09:09	そうした意味で何かこの点ぶーこの添付資料3がですね、その下部規定に整合するように見直しましたっていうのも少し、記載としてはどうかと思うところがあって、
1:09:20	多分その上流の保安規定があってそれに整合する形で対応できてると思うので、
1:09:29	記載の方はちょっと見直した方がいいかと思えますけど、いかがでしょうか。
1:09:36	日本原燃でございます。土岐さんについては見直させていただきたいと思えます。
1:09:41	以上です。
1:09:42	はい。
1:09:46	コサクです念のためですけど、品質保安会議の審議事項って保安規定で定めてきて、
1:09:55	日本原燃の問題性等の規定で品質保安会議の審議事項は定められております。
1:10:02	はい、わかりました。じゃあそのあたりと整合するようになっていうこと。
1:10:10	はい。表現のように紹介しました。
1:10:23	続いてちょっと1ページ前に戻るんですけど、技術的能力の36ページをお願いします。
1:10:29	ここで、
1:10:32	赤字その日調達室長はというところと、あと再処理事業部長はということで、今回加えているんですけども、
1:10:41	これはこの記載なんですけれどもこれは、
1:10:43	保安規定で定めてる記載をここに記載してるということなんですか。
1:10:51	ちょっと備考のところどこのところから持ってきた文章であるかということを示していただきたいんですけども。
1:11:08	オンリーの方でございます。
1:11:11	今のご質問は

1:11:13	あんと、
1:11:15	調達市長とかが最終事業部長は赤字で順番を入れ替えてございますけど、保安規定、
1:11:23	もう記載の順番は監査室調達室管理品質本部タジリ事務部というな順番で、職員が書かれてございましたので、
1:11:34	今回はそちらの保安規定等を支援するような形の順番に入れ替えをしたということでございます。以上です。
1:11:44	はい。江藤入れ替えというか、入れ替えもそうかもしれないですけども、今回新たに追記したということではない。
1:11:53	補足ですね、私一応一応原燃の説明のことをまず一つ理解をすると、
1:12:02	江田と記載しているページ数でいうと 3536 に跨っているところに、
1:12:09	再処理事業部長はって書いてあって、
1:12:13	この記載内容を 36 ページの下側に持ってきましたよっていうことを今原燃説明までしたんですよ。
1:12:22	日本原燃の李宗でございます。
1:12:25	はい、蘇武です。この部分は記載は変えてません。
1:12:29	ということなので移しただけです。順番は保安規定に基づいてますと、
1:12:34	ということですかね。
1:12:38	日本原燃の上杉でございます。
1:12:40	はい、そうです。そうだとすると備考の書き方が、記載順を、
1:12:46	前日の説明順序って言ってますけど、その前日の説明文、順序っていうのは、前日ってどこですか。
1:13:05	来年のようでございます。T H K は、ページでいくと下船能力の 30、3 ページ。
1:13:13	のところの説明をちょっと前日そういうふうに使ってございました。少しわかりにくかった。
1:13:19	わかりにくい説明でございました。
1:13:25	33 ページのどの部分になりますか。
1:13:30	辨野です。江藤さん 13 ページ。
1:13:33	うん。
1:13:39	上から 2 種、
1:13:42	六、七号のあたりからの監査室長はというところが来て、あと調達室長。
1:13:49	安全品質本部長最終事業部長ということで品質マネジメントシステムの説明をしておりますので、これの順番、興梠さん規定の順番に、

1:14:00	先ほどそのような形でシバタコサクですすなわち、保安規定のっていうところ書かれてないように見えるんですけど、
1:14:10	坂野です。おっしゃる通り備考欄に変更理由がちょっと記載がわかりにくい記載でございましたので、今ご説明したような形の説明に変更させていただきたいと思います。
1:14:25	はい。補足ですその上で保安規定がそうだからっていうと何か
1:14:31	後続規制の内容を盲目的にみたいになって先ほど大橋が言ったように、上下関係どうなんですかみたいな感じがするので、保安規定で順番を整理した考え方も併せて聞いていた
1:14:47	日本原燃の方でしか了解いたしました。
1:14:51	はい。補足です。す。今のお話で先ほどの再処理事業部長はのところは位置図をずらしてたし、調達庁については、編入しているということだったり順番はこうしますだったり、
1:15:06	というのが保安規定の時にこういう整理があっても同じセイリガクですと。
1:15:11	ということがわかるということで備考の
1:15:15	水きい修正で、わかるようになるかなと思います。大橋さんどうぞ。
1:15:20	ありがとうございます。はい。
1:15:24	続けたいと思います。
1:15:27	続いて、
1:15:29	技術的能力の 34 ページ、通しの 40、
1:15:34	ページですかね、お願いします。
1:15:39	大迫。はい。
1:15:42	当社の 40 ページですけれども、ここの方の、
1:15:47	なんで、
1:15:50	上から 3 段落目のその各業務というところの段落なんですけれども、
1:15:56	ここが一番最後で
1:15:59	調達物品等という言葉、品質管理基準に基づいてこう定義していると言うのはわかりますけれども、その
1:16:10	この 3 段落目の一番上のところでは、製品及び役務を調達する場合っていうふうなことで、その製品という言葉が出てきていて、調達物品等という言葉と、
1:16:22	ちょっと言葉の上では整合しないのかなと思うんで、ちょっと整合を合わせた方がいいかと思うんですけど記載を統一した方がいいかと思うんですけどもいかがでしょうか。
1:16:32	例えばその製品及び役務っていうのを

1:16:36	物品及び役務っていうんですかね、そういった記載とかもあるかと思う。
1:17:01	日本原燃は聞こえてました。
1:17:03	本ゲームの方でし聞こえております少々お待ちください。
1:17:09	とコサクですけどちょっと補足する等、物品と役務は意味合いが少し違っていて、
1:17:17	それをまとめて説明スルーところ等分けて説明するところっていうのもあるのであればちゃんと仕分けをしなきゃいけないというところだと思いますし、
1:17:29	等というのは非常に不明確なので、
1:17:31	用いるのであれば最初に用語の定義をしたりということだと思うんですけどそのあたりの考えを整理して説明いただければと。
1:17:44	南雲です。
1:17:46	今回調達製品っていう、調達物品等というふうにしたのは、変更理由に記載している通り、品質管理基準規則が、調達製品から調達物件移行と。
1:17:58	いうふうに今変わったことに、
1:18:00	こうなって要望直してございますけど、調達物品等の定義自体が、品質管理基準規則では、製品及び役務というふうに定義してございますので、
1:18:12	こちらとしては同じような、同じような、というふうに理解しておりますけど、ちょっとこの表もう
1:18:21	調達物品、
1:18:23	これは規定にも記載されてますけど、この言葉で、プールII。
1:18:29	カーの製品及び役務ということで、この製品なのか1年なのかというふうに焦点当てて記載するのか、ちょっと検討させていただきたいと思い、思います。
1:18:43	はい。
1:18:46	今おっしゃられた品質管理、基準規則の方では、34条のところ、
1:18:53	調達物品等はその調達する物品または役務っていうふうな、
1:18:58	ことで定義されているので、それも踏まえてちょっと検討いただければと思います
1:19:07	本件のようです。了解いたしました。
1:19:12	はい。
1:19:14	衛藤。
1:19:15	はい。私から技術的能力の資料に関しては以上。

1:19:19	になります。
1:19:20	初めに申しましたけれども、ちょっと備考のところ、ちょっと記載がないようなところとかも、
1:19:27	旅のために記載がなかったりとか、ところもあるんでそういった点は今一度全体見ていただければと思います。はい。以上です。
1:19:40	本年度で紹介いたしました。
1:19:44	規制庁の竹田です。
1:19:45	何か規制庁側確認ございますでしょうか。
1:19:50	なければ、日本原燃の方から添付3の振り返りをお願いします。
1:19:56	はい。日本原燃の大庭です。添付書類3につきましては変更の理由のところ、
1:20:04	25ページですと、25ページはこれちょっと枠の付け方がもしかすると多い可能性がありますのでちょっと確認をして、あと判例をつけるという形で、見直しを考えたいと思います。
1:20:17	あと26ページ業績の26ページは今回のちょっと地震動の変更に関する業務の文章のところの記載が現状の形を反映できるような形で、
1:20:28	修正するとともに後どういう判断で最終的に土木建築部がやることになったのかというところが説明できるようにいたしますちょっと、3関係で説明するか、9関係で説明するかというところもあわせて、検討いたします。
1:20:47	あと31ページは安全文化カーの記載のところに関する、備考欄の理由です削除の理由を明確にする。
1:20:58	ところを検討いたします。
1:21:02	あと34ページで先ほどのA製品及び役務のところを大野物品のに直すかどうかというところですか、
1:21:13	その物品と役務のがちょっと若干違うところがございますので分けて説明すべきところは分けて説明するというのとあわせて等の考え方についても説明を
1:21:25	追加したいと思います。
1:21:27	あと36ページはちょっと並べかえですか追加になっているところの記載がわかりにくくなってございますので、あと本規定の順番にしたという考え方も含めて説明を追加いたします。
1:21:39	37ページは、品質マニュアルの該当箇所を添付をいたしますということと、このベースマニュアルに整合する表現見直しというところは上流の規定が何かというところを踏まえて、ここの記載が、

1:21:56	適切な形で見直しを行うというところを当社側の対応として検討いたします。振り返りは以上でございます。
1:22:07	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明で、規制庁側から何かコメントございますでしょうか。
1:22:17	無理ないでしょうか。
1:22:21	それでは次へ進みたいと思います。
1:22:24	次は、事務処理の9。
1:22:27	こちらについて日本原燃から補足で説明。
1:22:30	たい内容がございましたらお願い。
1:22:35	辨野です。添付資料という品質管理でございますけど、一旦だけ補足で説明させていただきます。
1:22:43	衛藤。ページが
1:22:45	水上の11ページでございます。
1:22:50	備考欄にもうこの変更ということで書いてございますけど、4.7。
1:22:58	の記載が、その辺の設計、工事等における文書及び記録の管理、
1:23:04	ございますけど、
1:23:05	これに、設工認の設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムに関する説明書、金額及び記載の整合を図るために、
1:23:15	地区別及びトレーサビリティに関する記載を追加。
1:23:19	したいと考えてます。これ例年1月に申請したのから、次回のご説明のときに追加を考えてございます。変更内容でございますけど、
1:23:29	注力って書いてくれございますけど、
1:23:33	これに項目に、
1:23:35	公式を連れてWTOを追加するのと、内容として、さらに工事等の活動に関わる計測器、計器、
1:23:43	配管等については適切に識別管理等を実施すると、いう記載を追加する予定です。これは
1:23:51	商品券は、発電の原子炉施設の設置許可申請に係る運用ガイド、
1:23:57	あと実用炉の審査状況を踏まえて作成してございますけど、最近実用審査状況を踏まえると、この項番規制の設置購入のミスが見る面とシステムに関する、
1:24:10	説明書と整合をとっている実用五藤ございましたので、それと生命を合わせる形で今後変更したいというふうに考えてございます。
1:24:20	衛藤の説明は以上になります。
1:24:24	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
1:24:27	それでは添付9について規制庁から確認をお願いします。

1:24:35	県庁オオハシです。品質管理の3ページ目をお願いします。
1:24:42	藤白戸、51ページになります。
1:24:45	ちょっと確認なんですけれども、
1:24:49	3.3のところで、品質、すいません、江藤甲斐設計開発という用語から設計という言葉にしている、それは
1:25:00	備考のところを見ると、添付書類9、
1:25:04	との記載の整合、記載の統一というふうなことではあるんですけれども、
1:25:10	こちらの一方
1:25:15	企画の方とかを見ると、
1:25:18	設計開発という言葉が使われていて28条とかですね、使われていて、そこの整合とかはどうなってるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
1:25:34	うんうんでございます。おっしゃる通り規則であったり、あと保安規定もそうでございますけど、言葉としては設計開発と。
1:25:44	という言葉になってございます。それを示したのが、
1:25:51	何ページ。
1:25:53	中に、
1:25:58	それを示したのは、下のページで12ページでございますけど、
1:26:04	13ページでございます。
1:26:06	13ページに、あの人、運行強化補給等の対応項目ということで、
1:26:12	こういう書類、今日は、本文9号に基づいて、実施した設計の実績を記載するというので、ご指摘の通りの救急法、
1:26:24	基づくと、設計開発というものになりますけど、この
1:26:29	事務書類9は、先ほどちょっとお話、
1:26:32	していただきましたけど、
1:26:34	発電用原子炉施設の設置許可申請に係る運用ガイドを安重するというのでやってございますので、こちらのガイドの記載が、設計開発ではなくて、
1:26:46	先方という言葉を使っていますので、実用炉の審査状況も踏まえて、設計という言葉で統一させていただいているということでございます。
1:26:56	以上です。
1:27:08	はい。
1:27:12	ちょっとすみません、実用炉の方のガイドの準用する考え方もう一度、説明いただいてもいいですか。すいません。

1:27:28	どうもですと受領するガイドということによろしいでしょうか。今ちょっと質問があったので、もう一度お願いします。
1:27:37	実用のガイドを準用するため、その設計開発ではなくて設計という言葉を使うというふうな説明があったと思いますけれども、そこをもう少し説明いただけますか。
1:27:54	古作です。もう少し説明って言うんだと、何を変えてうまくないのかがわからないと思うんですけど。
1:28:02	どういう趣旨ですかね。
1:28:10	ありがとうございますごめんなさい。
1:28:13	大畠の質問なんだけど、あ、すいませんもう少しというのがちょっと適切ではなかったかもしれないです。
1:28:19	ちょっと
1:28:20	繰り返しになるかもしれないんですけども実用炉の方のガイドを使うその趣旨をもう一度説明いただけますか。
1:28:27	コサクですそれだと全然質問になってなくて、はい。
1:28:31	何ですか、実用炉と再処理は違うんだから、何で実用炉なんかまでする必要あるんだっていう質問ですか。
1:28:42	そういったはい。何。
1:28:45	そうですねはい。そういったことになる。
1:28:49	いやコサクですけどそれだと質問にならないよ。うん。はい。
1:28:54	私が質問するんだったら、実用炉は何でそういうふうになっているかと。その理解を原燃が理解をしてるからそう準用したんでしょうということだとすると、
1:29:06	どういう理解をしているんですかという質問なんじゃないですか。
1:29:11	はい。
1:29:13	はい。
1:29:14	s h a l l 通りです。
1:29:18	すいませんコサクです。野呂さんいかがでしょう。
1:29:23	はい、網野です。1年以外が移動は、
1:29:29	行う。
1:29:30	自分の添付書類 11 位でございますけど、
1:29:35	設計活動に関わる品質管理の実績、
1:29:39	を説明した書類ということで、ここではもう設計活動というふうに
1:29:45	を記載してございますので、
1:29:47	この最初にガイドがございませんので、同じような

1:29:54	ことを記載する書類でございますので、このガイドを参考に引用しているということでございます。
1:30:02	うん。はい。はい。コサクです。
1:30:05	それ、その理解で私もいいと思います。
1:30:09	この添付書類自体は、まず、
1:30:14	この添付書類の位置付けを整理したのも私なのであれなんですけど、
1:30:18	本文のQMSの部分は、設計だけじゃなくて全体を示すものとなって品質、設計開発ということで、
1:30:28	規則全体を対応づけるように書いてあるの、添付書類においてはその中で今言われたように設計活動、特にこの変更に関わるような内容と、
1:30:40	いうことにスポットを当てて具体的にどう運用してるのかっていうのを、整理、説明いただくと。
1:30:47	いうことで、
1:30:50	整理を、実用炉のガイドでは整理をしていてそれを準用して、再処理でも対応いただいと。
1:30:57	ということなのでその意味でこの部分を設計活動に応じた内容に書き換えていると。
1:31:05	いうことで理解をしています。大橋さんいかがですか。はい、わかりました。
1:31:11	ちょっと今、テインとかをちょっと備考に書いておいて欲しいんですけども、
1:31:17	大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。
1:31:23	本文の内容です。備考欄についてはもう少し記載を拡充するようにいたします。はい。よろしく申し上げます。
1:31:31	衛藤。
1:31:40	けれども、
1:31:49	はい。
1:31:51	規制庁の竹田です。ですね、ページ50通しで51ページをお願いします。
1:31:59	7ページ下に渡るんですけど、まず3ポツ3で品質管理の方法ということがありまして、
1:32:07	ここの項目dの東条チームとしては設計を主管するおさ事業して、
1:32:12	に係る官庁申請を、主管する箇所のオサという記載があります。そして、3ポツ4が、何ページだ。
1:32:24	通しの53ページですかね。調達管理の方法。

1:32:27	この項目では、調達を主管する箇所の多さ、供給者に対する監査を主管する小沢ってというのが、それぞれ登場人物として登場するんですけども、
1:32:39	また飛んで申し訳ないんですけど、60 ページ目に、第 3.1. 1 表っていうのがありまして、設計及び調達、実施の体制ということで、百々空建築部だけが書かれています。
1:32:54	で、QMS の整理資料。
1:32:59	金アレイもちょっとあわせて見ていただければとは思うんですけど。
1:33:03	人物としては県土木建築部だけではないと思っているんですけど、認識はいかがでしょうか。
1:33:17	坂議員でございます。その通りの認識でございます。
1:33:23	土木建築部を設計ゲームを実施しますが、例えば先ほど
1:33:30	諸島に
1:33:33	当番監査の業務であるとか、そういったものも関わってくると、いうことで、でございます。以上です。
1:33:43	はい。規制庁のタケダすベース。そうなるこの第 3.1. 1 表にな。2、その他、関係する過失等が追記されるということによろしいですか。
1:34:09	権藤飯野でございます。ご質問は、3.3. 12。
1:34:14	例えば設計を主管する箇所の調和という手法が出てございますけど、それは後段であるところを、備考欄に記載していただきたいというようなご質問でよろしいでしょうか。
1:34:30	取りづらかったんですけど、もう一度いいですか。
1:34:38	あ、すみませんコサクです。ちょっと竹田さんの質問。
1:34:42	受け取りがずれてるような気がするので、
1:34:46	もう一度最初から武田さんの質問の趣旨とか、
1:34:51	はい。伝えていただいた方がいいかなと思います。はい。
1:34:56	そうですね。
1:34:58	まず、それじゃまた、上から戻ります。
1:35:04	まず、体制が、耐震についての確認なんですけれど、
1:35:11	51 ページですかね。
1:35:15	この申請に、3.3 で、設計に関わる品質管理の方法として、ここで、
1:35:24	例えば 3.3. 1 では、
1:35:26	席を主管する小澤ということで、真崎主管するさが出てきて、こういった業務をしますという記載がありますと。
1:35:35	で、その他にも、
1:35:50	例えば 52 ページの、

1:35:56	3.3. 2 の (3) です。ね申請書 (3) の申請書作成のところでは事業者に係る官庁申請を主管する箇所をさ、
1:36:05	いう人が出てきます。
1:36:08	ちょっと続けますけれど、次のページ、通し 53 ページの 3.4 の品質管理の方法。
1:36:17	このページでは、
1:36:20	例えば 3.4. 1、供給者の技術的評価のところでは調達を主管する箇所のオサートというチーム図が出てきます。
1:36:32	それで、
1:36:34	次のページ 54 ページの 3.4. 4 では、
1:36:39	ここは監査に関する記載なんですけど、供給者に対する監査を主管する箇所の補佐という人物が出てきます。
1:36:47	3.13 と 3.4 の項目でこれらの事務が出てくるわけなんですけれど、
1:36:54	60 ページ目の、
1:36:57	第 3.1. 表で、設計及び調達、実施の体制として、
1:37:02	3.3 品質管理の方法、調達管理の方法として、主管箇所が土木建築部だけになっていますと。
1:37:12	なっているんですけど、今私が申し上げました、主管する箇所の誤差というのは、すべて土木建築部の人なののでしょうか。
1:37:21	という質問になります。
1:37:33	伝わりましたでしょうか。
1:37:44	日本イシハラでございます内容は伝わりました。少々お待ちください。はい。
1:38:49	規制庁の竹田です。もう少し言いますと、整理資料の品質管理体制の、
1:38:55	32 ページ 33 ページに、
1:39:00	請求及び調達にカール組織ということで、組織図が書かれていて、
1:39:06	今申しました佐瀬設計を所管する箇所は、どこの課室みたいな感じで記載がありまして、
1:39:14	土木建築部以外にもですね、最初に計画計画部ですとか、安全品質本部の品質保証部とか、こういった部長が名を連ねていますと。
1:39:26	ということです。
1:39:31	日本原燃石田でございます。植田さんおっしゃったように趣旨は、我々も理解をした上で、3.1 で書いている内容いわゆる
1:39:42	設計に対する、主たる責任を有する人間が誰かというのが今 3.1. 1 の表に示しているものを、
1:39:50	当然文章的に、

1:39:55	も回りくどいというか紛らわしいのが 3.3 と 3.4 の項目との比較で、主たる人がこの人ですと言っているのに、3.3 と 3.4.29 とその周りで、
1:40:07	いわゆるその申請書を作ったり調達をしたりという時に出てくる他の登場人物が出てくるところが、
1:40:16	まず一つ全部関係する人を書くという方法と、そうすると今度 3.1. 1 の表に出てくる登場場所を多分変えないと話が面倒くさくなるなということもあって、その辺をどうしようかというお話をしていたところでした。はい。以上です。
1:40:33	はい。
1:40:34	規制庁竹田です。わかりました。ではすぐにちょっと回答が出ないということかと認識しましたので、下の方で、どういうふうに整理して記載するかという、
1:40:46	これを検討いただくということでよろしいですか。
1:40:50	はい。峰者でございますはい。文章の中でも、批評の位置付けであったり等この出てくる登場人物との関係というのをちゃんと整理をして、適切に見直し案を考えたいと思います以上です。
1:41:04	はい。規制庁の竹田です。わかりました。では対応の方、お願いします。
1:41:13	規制庁大橋です。ちょっと
1:41:17	次が、品質管理の 5 ページ目ですけれども、ちょっとこれ単なる確認なんですけれども、
1:41:32	はい。5 ページ目の一番、
1:41:34	下から二つ目のこのなお書きの部分ですけれども、
1:41:39	これ
1:41:40	以下の通りっていうふうに書いてあるのはかつ、活動は以下の通りっていう人の活動をにしたんですけれども、
1:41:47	これ書いた趣旨がいまいちわからなかったんですけれども、
1:41:50	右の備考を見るとその調達実績があることからその旨を記載するっていうのもちょっとわからなかったんですけど、これ書いた趣旨はどういったことなんでしょうか。
1:42:31	日本人に聞こえてます。はい。
1:42:34	はい。本県のものでございます。
1:42:38	若い世代っていうか左の方は以下の通り実施したという記載でございましたけど、今回、上記による活動を実施したということで、この

1:42:49	添付書類 9 自体の記載の急速な病気による活動を実施したというふうに書いてございましたので、この部分についても、上記による活動を実施したと。
1:43:00	いうふうを書く事によって、(1)からの全体に関しても、メールをできるということで、収束を合わせる形で表現を見直してございます。
1:43:12	以上です。
1:43:14	はい。単にその横並びで、その以下の通りは取って本にしたってということですかね。
1:43:23	日本原燃の方でその通りでございます。はい、わかりました。
1:43:32	はい。衛藤。
1:43:41	はい。私、
1:43:43	これは以上です。はい。
1:43:47	規制庁の武田です。それでは、添付 9 につきまして規制庁側からその他でございますでしょうか。はい。
1:43:57	コサクです。
1:44:00	軽微な話ではあるのですが、
1:44:03	しかも従前もなんですが先ほど申請に係る内容が書かれていたところで、
1:44:12	事業指定に係るとなると、品質管理 4 ページですけど、
1:44:18	(3) の申請書作成で、事業指定に係る官庁申請主管する箇所、
1:44:26	言ってるんですが、これ事業変更許可じゃないんですか。
1:44:43	そうですね。
1:44:44	それも含めて事業指定に係る申請っていう形で整理されてるんですか
1:44:59	日本原燃小野でございます。大変申し訳ありませんここでございます。もう 5000 のときに修正させていただきたいと思います。
1:45:09	はい、そうです従前からだったんで、何か、どうしようかなと思ったんですけど、適正化ということで、整理いただければ、
1:45:17	以上です。
1:45:20	日本原燃の方で紹介いたしました。
1:45:24	規制庁の竹川です。その他、よろしければ原燃の方から、添付 9 について、振り返りをお願いします。
1:45:35	7 のようです。振り返りでございます。
1:45:39	下のページで 3 ページでございますけど、設計開発から設計に見直したということころの、
1:45:48	変更理由の拡充をさせていただきたいと思います。

1:45:52	続いて4ページ、5期事業指定のところ、5期については適正化ということで修正、議の修正と自己補正をさせていただきたいと。
1:46:01	思います。
1:46:03	それから5ページ以降でございますけど、調達を主管する箇所の長であるとか、設計を主管する箇所のうちを、
1:46:12	恋愛して、を所管する課所長とか出てきてございますけど、3.1
1:46:18	1の表。
1:46:20	考えで、ちょっとこの3.1-1を見直すことも含めてちょっと考え方を整理して、見直しをちょっと検討させていただきたいと。
1:46:32	いうふうに思います。
1:46:34	振り返りは以上でございます。
1:46:37	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の振り返りにつきまして、限定規制庁から何かコメントございますでしょうか。
1:46:48	よろしいでしょうか。
1:46:51	それでは前後対比表としては、の確認としては以上とさせていただきます。
1:46:59	続いては、
1:47:01	ちょっとすみません、最初の前後代表は以上ですということです。
1:47:06	はい。
1:47:07	はい。すいません。
1:47:09	基本的にボックスとかその管理の方も、今の
1:47:13	最初に合わせて修正をしてくださってということはあるんですけどもちょっとMOXの方で少し気になったというのがあるので、確認をできればと思います。
1:47:23	MOXの方の前後対比表の方をご覧くださいければと思います。
1:47:37	こちらの技術的能力の27ページをお開きください。
1:47:43	投資だと33ページですかねはい。
1:47:49	こちらを開いていただいて、
1:47:54	中ほどに
1:47:56	品質管理グレードという言葉が出てくるんですけども、
1:48:00	こちら再処理とか管理を見てるとこういったことが出てくるので多分その合わせて、今回修正されたということだと思うんですけども、
1:48:08	この辺の用語の定義みたいなものってというのは、何か保安規定とか、ちょっと見当たらなかったんですけどもちょっとどこでされてるのかということをちょっと説明いただけますでしょうか。
1:48:26	はい、民間業務員の田巻と申します。

1:48:29	到達グループすいません、品質管理グレードの用語の定義、いいですけども、
1:48:36	保安規定ではですねちょっと第何条かわかり忘れましてけれども、グレード分けをするという趣旨のことを述べておるんですけども、
1:48:48	お一方の定義は、規定ではなくてその下の社内のいろいろ等で定義しております。
1:48:57	以上です。
1:49:01	はい。衛藤。
1:49:03	こちらの方がその上位に来るような文章だと思うんですけども、
1:49:07	衛藤。
1:49:09	品質グループ品質管理グレードということに関して、
1:49:15	これは下のマニュアルか何かに定めてるということなんですかね。
1:49:22	はい。日本原燃の田巻です。
1:49:25	弊社のですね、調達管理要領において調達に係るグレードという言い方です、グレードの定義をしております。
1:49:36	以上です。
1:49:40	はい、わかりました。
1:49:52	コサクですけど、なんでここで品質管理グレードって、
1:49:56	下部の下部規定に定めてるような要望を持ってきたのかっていうことうなのかなと思いますけど。
1:50:03	変えた理由は何でしょう。
1:50:17	はい。運行元の田巻です。この
1:50:22	事業、申請をする際にですね最初李さんと要望合わせるということで、
1:50:35	はい。記載を最終さんとあわせて、いろいろ、
1:50:41	分けをするという趣旨のことを書かせていただきました。
1:50:41	はい。
1:50:42	2年前ぐらいから事業事業間で、
1:50:48	不整合のあっても運用が一緒みたいなところだと、言葉が違くとわかりにくいと、というようなことを私から問題提起させていただいて、整合を図るように取り組んでおられると。
1:50:59	ということなので、それで、
1:51:03	重要度に応じた対応としては、品質管理グレードという用語で、同じように整理してますよということから再処理と合わせたということから理解しました。大橋さんいいでしょうか。
1:51:17	はい。理解しました。
1:51:24	はい。衛藤。

1:51:25	あとは先ほど申しました通り、備考欄に記載がない箇所とか、あったりするのですが、適宜修正していただければと思います細かいことは指摘しないですけれどもよろしくお願いします。
1:51:40	はい、西原でございます。はい。最初の先ほどのやりとりを踏まえた上で同様の修正後は、備考欄の記載の適正化をさせていただきます。
1:51:50	す、整理資料を出してますので再処理等、最初の
1:51:58	資金調達計画ですかね。これ前は変更が工場で止められたらへん資金は要しないというか、そこをちゃんと建設中ということもあるので、
1:52:09	全体の資金の調達計画を書くというように、今後修正をしたいと思っておりますのでそこも併せて、見直しをさせていただきたいと思います。以上です。
1:52:20	はい。よろしくお願いします。
1:52:26	宇山弁護士。
1:52:30	規制庁の竹田です。
1:52:34	会話します。
1:52:35	河辺。
1:52:37	はい。
1:52:38	それでは前後表につきましては確認上とさせていただきます。
1:52:42	それでは続いて、整理資料の技術的能力。
1:52:47	こちらの確認から進みたいと思います。
1:52:53	はい。規制庁大橋です。再処理の方の技術的能力を
1:52:59	用意していただければと思うんですけれども、ちょっとまず最初に、この1ページ目の表紙の下の四角学校への記載なんですけれども、
1:53:10	令和4年9月29日許可内容との整合及びっていうふうに書いてあるんですけれども、一応その
1:53:17	この資料っていうものはそもそもその20、
1:53:24	令和4年9月29日のものをベースに作られてると思うので何かその整合というような言葉だと少し変かなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
1:53:40	日本原燃大庭です。
1:53:42	そうですねちょっと変化変更に係る内容の説明という意味では許可内容との整合という言い方はちょっと適切でないと思いますので、ちょっと記載の仕方は、検討して見直したいと思います。
1:53:58	以上です。
1:53:59	はい。よろしくお願いします。次が、
1:54:04	まず、

1:54:05	衛藤。
1:54:08	31 は、
1:54:10	ページですけれどもここは少し繰り返しのなりますけれども、括弧B括弧Bが
1:54:19	江藤四角学校で書いてあって一番下のところに品質マニュアルについては、添付男の49、1-49及び1-22に示すというふうに書いてあって実際、
1:54:31	こちらの方を見ると、追加した事項が載ってるというだけで、そのものは載ってないということですので該当か箇所だけでも結構だと思いますけれども、品質マニュアルについて載せていただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:54:45	で、本間これは先ほど申した点ですけれども、
1:54:49	あと、この
1:54:52	31 ページ 32 ページ以降とかで、
1:54:56	各その括弧Cとかカッコdとかにその資格がこうしてますけどこれは単にずれただけということなんことこうしてるんでしょうか。
1:55:04	番号がずれただけということでしょうか。
1:55:08	日本原燃尾上でございます。おっしゃる通り一番 28 ページに両括弧Bを追加し、しましたので、それ以降番号がずれたということで四角を記載させていただいております。
1:55:21	はい、わかりました。それで、
1:55:27	ちょっとすいません。
1:55:34	例えば
1:55:35	33 ページとかで、
1:55:39	この括弧gのところとか品質マネジメントシステムにかかる活動という言葉が書いてあってこれは今回、見直された言葉かなと思う、思うので仮定が引いてあるべきなのかなと思ったんですけどもここも、
1:55:52	以前からはこの表現にされてるってことなんですかね。加点が費内容特にその下線が引いてないですけれども、
1:56:05	論芸能でございます。おっしゃる通り
1:56:10	昨年1月の申請時点から、この表現については品質マネジメントシステムに関わる活動ということでございましたので、今下線を引いてございません。以上です。
1:56:22	わかりましたでしたら、結構です。はい。
1:56:27	あ、ごめんなさい、古作です。ちょっとこの資料の位置付けていうことなんですけど。

1:56:34	今だと先生から変更しようとしてるところに下線をとってというような説明だと、
1:56:40	なんですが、
1:56:42	3 ページ。
1:56:44	を見ると、
1:56:46	変更前からの変更箇所を示すとなっていて、
1:56:51	何か、
1:56:53	違ってるとような気がするんですけど、私の見方違いました。
1:57:14	はい。日本原燃志田でございます西郷おっしゃる通りですね。そこおっしゃる通り、今までそうやってやってきたので、あのやり方と合っていないところがあるので、ちょっと探した上でちょっと適正化させていただきましておっしゃっていただいた通り、
1:57:27	変更前からの変更箇所は下線、前回提出からの変更箇所は四角で囲むというのが、やり方でございますのでそれに合わせた形で適正化をさせていただきます以上です。
1:57:41	はい、古作です。お願いします。
1:57:45	はい。
1:57:46	ですと
1:57:49	これから国ねっていうのも、
1:57:53	42 ページとか、
1:57:56	44 ページ。
1:57:58	とかで、四角で囲われてその削除されたような記載があるんですけども例えば 42 ページとかはこれ、何が記載されて何を削ったんでしょうか。
1:58:23	日本原燃大庭ですすいません少々お待ちください。
1:59:14	こちらですね。日本原燃大庭です。
1:59:16	42 ページの方の空欄にしているところは記載、元の記載は今日、教育訓練プログラムの概要を補足説明資料 1-41 に示すということで補足説明資料とともに、教育、
1:59:31	これプログラムの概要を記載しておりました。今回
1:59:36	評価から協会の時もそうなんですけれども、
1:59:41	この技術的能力を確認するにあたってその教育訓練プログラムの概要を示しているだけではもうエビデンスとしては若干不足じゃないかということもあって今回ちょっとこの概要を削除しているということで空欄にしているものでございます。以上です。

2:00:01	はい。何か代替りのものをどこかで拡充させたとかではなくて単純に削除ということでしょうか。
2:00:10	他のところに持ってったところではなくて、
2:00:14	そうですね2本目のオオバです。その他の補足説明資料で、
2:00:20	多少の確認についてはできるだろうということで、特に新しいものを追加したということではなくて、この補足説明資料を削除したというだけになります。以上です。
2:00:32	はい。
2:00:38	それがその補足説明資料1の41ってということだったんですかね。すいません。
2:00:45	表現のオオバです。はい。その通りです。
2:00:47	わかりました。他のところでも説明している説明できる資料だったからということで、理解しました。はい。
2:01:00	規制庁コサクですけど。
2:01:02	他の場所でも説明できてる。
2:01:06	んですか。
2:01:09	何回説明がそういう感じでもなかった。
2:01:15	はい日本原燃大庭です。
2:01:18	確かにあれば、さらにプラスの活動として、説明はできるんですけども、現状の補足説明資料ではなくて、この本文側といいますか
2:01:32	2歩つつうのところに書いてあるようなその技術者の能力に応じた教育訓練の実施ですとか、そういうところで確認できるというふうに考えまして補足の
2:01:43	概要ということでしたので、ちょっと今回は削除していると、要領活動とかそうなんですけども、削除しているというものになります。
2:01:53	以上です。
2:01:55	古作です。
2:02:02	そもそもって、何かあれですけど、
2:02:06	これって、
2:02:11	変更後の全体像を示す書類として作られてるのか。
2:02:17	今回の変更にあたっての内容を示しているのかっていうことで言うと、
2:02:24	一通り書いてることからすると変更後の全体像ってということだと思うんですけど。
2:02:30	そうすると、
2:02:31	誘導活動時に何で削除したのかなと、いまいちよくわからない。
2:02:36	Aで、

2:02:45	教育訓練の関係はいろいろと取り組んでますというのは安全向上とかでも説明されてたような気がするんですけど。
2:02:53	なんで説明不要ってなっちゃうのかなっていうのをもう一度説明いただけますか。根本的には、まずは、
2:03:01	保安教育の方でしっかりとってということだとはそれはそうだとは思いつつも、取り組んでる内容、
2:03:07	説明不要っていうほどでもないような気はしていて、
2:03:12	いかがでしょう。
2:03:14	はい。日本原燃大庭です。
2:03:16	余力が数の時2、削除した項目でございますけれどもご指摘の通り、
2:03:25	変更後の全体像に係る実績能力を説明する資料として作ってございますので、削除したものに変わる、補足説明ができるような、
2:03:35	教育訓練の資料を添付するようになりたいと思います。以上です。
2:03:44	古作です。すみませんありがとうございます。
2:03:51	はい。
2:03:52	江藤本資料に関して私から以上です。
2:03:59	規制庁のタケダですその他規制庁側から確認があればお願いします。
2:04:06	よろしいでしょうか。特になければ原電の方から振り替えをお願いします。
2:04:13	はい。日本原燃大庭です。譴責能力の整理資料に関する振り返りについてはまず表紙のところの枠囲いのところ整合という記載が適切ではないと思いますので、見直しさせていただきます。
2:04:28	阿藤。
2:04:31	同士の31ページについては品質マニュアルの中身については先ほどと同様ですけれども、あれですので特に絶対修正という観点では、特にこのページはございません。
2:04:46	33 ペイジー
2:04:49	のところについては、この品質マネジメントシステムに係る活動のところは、ちょっと修正を行うということで、
2:05:00	検討したいと思います。
2:05:05	あれ、最後だったっけ。
2:05:09	で最後の42ページが、補足説明資料教育訓練プログラムに関する補足説明資料を削除しておりますけれども、こここれを補足して説明できる。
2:05:21	別の資料を改めて、添付をいたしたいと思いますということで検討させていただきます。振り返りは以上です。

2:05:30	はい、規制庁の竹野ですありがとうございます。
2:05:33	今の振り替えにつきましてコメントはございますでしょうか。
2:05:39	よろしいでしょうか。
2:05:41	次、ちょっと
2:05:44	感じですけど、規制庁武田です。それでは同じく技術的能力の整理につきまして、次MOXについて確認事項をお伝えします。
2:05:54	はい。規制庁大橋ですけれども、こちらちょっと確認なんですけど1ページ目のところだけなんですけど、この四角囲いで、品質保証活動に係る記載のみ更新と、
2:06:06	いうこと等でのみということ記載されているんですけども、実際中を見ると、
2:06:13	例えば15ページの
2:06:17	年数の人が変わったとか、何か
2:06:21	他にもちらほら
2:06:24	分布補助活動以外のところも何か修正していると思われるんですけども、その辺いかがでしょうか。
2:06:32	はい、上西でございます先ほど最初に戻ったと思うんですけどさ、頭に書いてる四角で書くべきことがなんかずれていると思ってます。
2:06:43	この資料を改正して出すときに改正したポイントを示すことだと思うんですけど。
2:06:49	とはいえ、前、そういう意味で、前回出してからの変更点を四角で書いている。
2:06:58	だよな。
2:06:59	下線は、憲法前からの許可から、変更点を下線で引いているところもあるのでレビジョン0と李純一の違いが今、
2:07:09	品質活動補足活動に係る記載のみを更新ということを書いていらっしゃるんですが、ここで公開。
2:07:17	また下線部との関係で誤解を生じるので、具体的にどういうところを何月何日の何版からどう直したのかということがわかるように四角の記載を、
2:07:27	適切な部分にする必要があるかなと思ってました。以上です。
2:07:31	はい。では適切に修正していただければと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。はい。
2:07:46	補足です。ちょっと念のためですけど、
2:07:50	前回の提示から変更したのが、QMSの部分だっていうことなんですけど、それって何でしたっけ。

2:08:06	井関さん。
2:08:08	わかります。一応、
2:08:09	紹介して、
2:08:14	日本原燃の田巻と申します。再処理に合わせて修正したものです。以上です。
2:08:23	古作です。それは、
2:08:27	今回改めて、先ほどお話しした事業間の整合も見ていった結果、
2:08:33	まだ十分、
2:08:35	整合とれてない部分があったので、追加して、
2:08:38	修正したってということですか。
2:08:43	日本原燃の田巻です。そうですね以前んですかね、お出ししたときから、
2:08:52	保安規定認可されて状況が変わって進捗したとか、そういう部分。
2:09:01	がありますので、
2:09:05	載せて、直しましたという意味です。
2:09:11	古作です。
2:09:12	保安規定の変更したのは、申請。
2:09:17	の後なんでしょう。
2:09:21	何でこの技術的能力の、
2:09:23	補足が整理資料出した後、
2:09:26	修正をされたのか。
2:09:28	ていうのがよくわかんなかったんですけど、結局あれですかね、いつの版からの変更かっていうところで、
2:09:35	混乱してるっていただけなんですかね。
2:09:39	はい。日本原燃の田巻です。ですね弊社の保安規定の認可が令和2年の9月16日なんですけど、
2:09:50	前回の事業許可の申請が
2:09:54	12月の
2:09:56	評価をいただいているんですけども、
2:10:00	申請が9月18だったと、いうふうに聞いてます。その時に反映
2:10:08	でき、できたとは思いますがちょっとその考え方でもって作成しているんですけども、衛藤、今思うと、
2:10:20	当時から反映した、
2:10:23	部分があるというふうに思う。
2:10:27	はい。思っております。以上です。
2:10:30	コサクですちょっと。

2:10:33	よく聞き取れなかったというかあれなのでちょっと時系列を、
2:10:38	少し整理をしていただいて、
2:10:43	その結果として申請はこうだけど、
2:10:46	この補足はこのタイミングでこういうもので出して今後こうしていきますよ。
2:10:52	というのがわかるようにしといてもらっていいですかね。
2:10:57	はい。日本原燃の田巻です。承知しました。
2:11:07	吉井。
2:11:12	規制庁の竹田です。
2:11:14	それじゃ、技術的能力の確認については以上とさせていただきます。
2:11:18	それでヒアリングを開始しているに時間が過ぎているんですけど、一度休憩を挟みたいと思うんですが現状の方はいかがでしょうか。
2:11:27	稲葉です。はい。結構でございます。
2:11:31	それで今 15 時 50 分ですので 16 時に開再開したいと思います。
2:11:38	はい、柳沼です。承知いたしました。
2:11:41	頭では一般部門を停止します。
0:00:02	規制庁の武田です。それでは、ヒアリングの方を再開したいと思います。
0:00:07	続きまして整理資料の経理的基礎ですね、こちらについて確認したいと思います。この資料について原燃から補足で説明があればお願いします。
0:00:23	はい。与儀の石原でございます。前回楠田建設中等でということもあったので、それを踏まえて全体の資金の調達のお話を、事業計画として記載をさせていただきました。
0:00:39	今あんまり追加で説明することがございまして、
0:00:44	機構からのエキスパート、銀行からの借り入れ等で資金を賄うということで、今まで最初に説明しているところと、特に説明の内容としては変わりませんので、
0:00:55	特段説明することございません。以上です。
0:00:59	はい。室長の武田です。それでは規制庁側から確認があればお願いします。
0:01:06	はい、規制庁オオハシです。
0:01:10	5 ページ目をお願いします。
0:01:14	本資料の 5 ページ目で、上で文章が書いてあって下に表が書いてあるんですけども、この上の文章のところ、ここ、下の表のところはちょ

	っとマスキング箇所があるので、ちょっと発言には注意しますけれども、
0:01:30	上の文章のところで、
0:01:33	下から上から3段落目のところで借入金に関しては最大で1240億円という記載があって表の中では、ちょっと
0:01:45	それを上回るような形が書いてあるんですけども、令和6年度ですね。
0:01:50	はい。で、そうしたときに、
0:01:55	単年度で、その最大1240億円の実績があるから大丈夫っていうような、根拠はどこにあるのかっていうことを教えて、説明してください。で、
0:02:06	考え方としてはこの借入金下の(イ)の資金計画の表のところでは先に均等というふうに書いてあって、着任金等の等の理由に関しては、その後ろの方の
0:02:20	を見ると、
0:02:22	搾乳とその前受金というような整理、いいかと思いますので、先行、前受金。
0:02:28	含めるとこの金額だけでも謝金単体では、1240億円を下回ると、そういった整理なのか、その辺をちょっと説明いただければと思います。
0:02:42	はい。日本原燃齋藤でございます。まずご質問いただきました、1240億円につきましては整理表のですね最終ページになります。
0:02:53	こちらの方にですね、過去のですね尺にゆ
0:02:57	額の推移を記載してございます。過去としましては1240億円、事業許可以降ですね、1240億円の車国を社として受けていると。
0:03:07	いう実績から、
0:03:10	十分に調達可能である。
0:03:12	資金調達資金調達能力を有していると、というような記載をさせていただいております。もう一つご質問いただきました。借入金等の調達のところはですね、
0:03:23	今現在はですね、到着入金というよりはですね、再処理機構の前の機器を用いて、
0:03:31	実施していると、というような状況になっております。
0:03:34	齋藤さん違うんでね。
0:03:37	向こうが聞きたいのは、過去の1240億はプロ石津つけた図でしょ。

0:03:44	それで具体的なスキームだけは言えないけど、5 ページ右下 5 ページに書いてある尺年金等の金額ってのは、4240 億上回ってるじゃないですか。
0:03:56	トータルは銀行から借りる分と、益金と合わせた額でしょ。はい。実際に 1240 億っていう数字との、
0:04:06	大小関係で、
0:04:08	確かにこの部分銀行から変えなきゃいけない金額ってのは 1240 億借りられてると、十分借りられる金額なんですっていう。
0:04:17	これが説明できる。
0:04:19	これはどこですかっていう。
0:04:21	はい。すみません。
0:04:24	はい、すみません、衛藤させていただきます。まずこちらの表です。ちょっと具体的な数字は言えないんですが
0:04:33	令和
0:04:36	4 ページをご覧ください。年工事資金の記載がございます。令和 3 年の一番下のところにありますのは今まで香月がございます。
0:04:47	令和 31 番下のところでありまして、トータル数字これから 3 年と 3 年までというふうな記載ですので、こちらにつきましては先ほどの借用金額を、ただ、
0:05:00	4 年以降、就航までに関しましては先ほどの最低調達額以内で収まっていると、というような内容でございます。ありがとうございます。意味がわからない。
0:05:18	表の中単年度でこれぐらい借りる必要がありますみたいな話になっている中、今日の中でこれぐらい、
0:05:28	話だと全然その額に到達してなくて、実績もないのに見積もってんだよっていうことにしかならないんですけど、何を説明してるんですか。
0:05:40	はい、少々お待ちください。
0:05:56	あのコサクですけど先ほど大橋から話をしたのは、
0:06:02	提出された資料を読む限りにおいては、
0:06:06	前受金っていうの、
0:06:09	受ける。
0:06:10	実績っていうところで、どう見積もってるのかっていうことを説明いただきたいっていうのが、
0:06:16	直接的な質問だったんですけど。
0:06:21	そもそも借用金等の計画として見積もってるのはそういうことじゃなきゃ、改めて説明いただければいいんですけどどうなってます。

0:06:46	少々お待ちください。
0:07:15	コサクです。待ってる間に再処理側に質問なんですけど、
0:07:19	MOXの方はその建設工事の一環として対応することになったの、なっているんで、こういった形で、全体として説明いただくって形になってますけど。
0:07:30	再処理の方は工事が発生しないっていうこ等で、説明省略のような形になっているものですね。
0:07:40	一方で設計としての調達が行われているわけで、その、
0:07:48	額がどうなっているかとかそこ、それで実施可能かみたいな話っていうのは、
0:07:55	資金調達の関係でどういう整理になっているのか説明いただけますか。
0:08:13	日本でのオオバです。
0:08:15	今の最初からのご質問ですけれども、
0:08:23	そうですね一応
0:08:25	今回工事が発生しないということで、
0:08:30	資金としては記載をしてございませんがご指摘の通り
0:08:36	設計といいますか評価に係る委託ですとか、ものは発生をしているんですけれども、もともとここ、
0:08:47	なぜこの
0:08:48	これに要する資金の額というところに記載しておりますのは従来からその設備費を記載をしてございましてその評価ですとか委託にかかる費用っていうのは、
0:08:59	この工事の資金の額という整理には含めてございませんでしたので、その考え方に基づいて記載をしていないと。ただチェックをして、今から
0:09:10	費用としてはかかっているところはございますけれども、ちょっと表記上見えない形になっているというふうな形になります。以上です。
0:09:18	古作です。それはわかってるんですけど、じゃあ、設計の費用ってどこに入っていて、
0:09:27	再処理で、
0:09:28	何なり、賄う場合、
0:09:33	整理、整理とか状況の説明を求めたんですけど、
0:09:40	日本原燃大庭です。
0:09:46	記載としてはこの表資料には出てこないんですけども、当然評価に要する資金等も新規性基準の対応費用という意味では必要となる資金ですので、

0:09:58	ちょっとこの形で基礎は見えないんですけども、必要な額として、当社としては、機構さんに必要な金額ということで提示をして、
0:10:11	事業費という形。
0:10:15	なんか。で配分受けているという形になります。
0:10:20	以上です。補足ですその事業費なのかなみたいなところの話としてどういう整理になってるのかっていうのを、
0:10:28	まとめて説明いただければなと思います。なるほどみたいのところとして、どの枠で書くかけるかみたいのところ。
0:10:39	はあろうかと思うんですけど、度、現状はどんな整理資料。
0:10:44	経理的基礎の整理資料作ってないんでしょう。
0:10:49	日本原燃大庭です。経理的基礎の整理資料を作っておりますので、その設備費として未来の評価の費用がどういうふうになっているかというところは整理資料を
0:11:02	いろいろわかるように記載するようにして修正をしたいと思います。以上です。
0:11:06	はい、補足ですよろしくお願いします。
0:11:09	とMOXの方は、
0:11:11	確認くらいでしょうか。すいませんイビデン社でございます。ちょっと私も不勉強で至らず、申し訳なかったです
0:11:19	がですねまずちゃんと整理をしてご説明しなきゃいけないのはいわゆる建設工事に関わる工事の資金調達が4、右下4ページにある表。
0:11:31	右下5ページのところが
0:11:36	了解した以降のお金の流れを書いている丹野との収支の話、需要と調達の話を書いていると。
0:11:45	ここで、
0:11:48	先ほど右下4ページの方の表も、
0:11:52	令和6年のところを説明するつもりで、先ほど1540億という数字を打ち出して説明をしていたと、ということですが、同じような6番が、5ページの表とかぶるところがあるので、この金額がどういう関係に向かってもう一度ちゃんと整理をしてご説明をさせていただきたいと思います。
0:12:11	実際数字は言えないですけど、2004ページで言っている、工事の資金と言っている額と、右下5ページによって工事の資金の額というのが明らかに違いますので、ここの関係は一体どういうことなのかと。
0:12:25	もう整理をした上で、実際にその作文金等の内訳、
0:12:31	真ん中の

0:12:34	前受金だったり銀行からの借り入れ値というのは、関係性というのがちゃんと整理をした上でご説明する必要があるかなと思いますのでそこ整理をさせていただきたいと思いました。以上です。
0:12:49	規制庁大橋ですけれども、整理の方よろしくお願いします。
0:12:53	はい。
0:12:56	コサクですちょっと確認する等、もともと数字を言っていたものっていうのは、ポツの説明であって、
0:13:06	質問は2ポツだったので、そこに直接の関係はないのだけれども、
0:13:12	数字として、
0:13:15	ポツの数字が、はポツと関係があるように今、算定しちゃってるかもしれないのでそのあたりを精査して、その上で2ポツの調達が
0:13:29	可能であることっていうのをちゃんと説明しますということですかね。はい、西浦でございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
0:13:39	これもですね説明23ページの説明はまさしく右下21ページの中で、借入金等の内訳が書いてあります。それが、
0:13:50	先ほど言っていた、1290億円も、
0:13:56	少ないんですかね、この数字を出すということで説明は成立してると思うんですけど、先ほどの例文といったように、2ポツの話ですね、これも含めた上での整理をさせていただくということでした。以上です。
0:14:11	はい、補足ですわかりますよろしくお願いします。ちなみにその6ページ。
0:14:16	の記載の一番下にもう一番最初に話をした、
0:14:22	事業改正時期のことが書かれているのでここも最初の話の踏まえて、適正化、お願いします。
0:14:29	はい、弓削西原でございますはい。6ページの右の下の方の、
0:14:35	そうですね、記載とあとその7ページの数字的なものですねそれも含めて、最初に合わせて整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:14:45	はい、古作ですよろしくお願いします。大橋さんどうぞ。
0:14:50	はい。
0:14:55	そうですね。はい。よろしくお願いします。
0:14:59	続いてはちょっと
0:15:02	質問になるんですけれども、
0:15:06	江藤野呂はいコサクですごめんなさい大橋さん。
0:15:09	先ほどの話で、借入金等っていうのを後ろの方の記載からオオハシは一生懸命読み解いたんですけど、
0:15:16	経費一番最初にちゃんと書くようにお願いします。

0:15:22	はい、委員の石田でございますはい、了解しました。
0:15:27	はい。宮岡さんどうぞ。はい。お願いします。
0:15:33	衛藤。
0:15:35	整理されると思うんですけども、この6ページ目の江藤、仲程成沢に、
0:15:42	2ポツのこの記載ですけども、この
0:15:45	金融機関からの搾乳金により調達を行うとともに書いてあるけどこれは直流金等ではなくて100入金でいいんですかね。
0:15:55	ということがちょっとその辺整理していただければと思い
0:16:02	はい。二本木西原でございますはい。
0:16:05	そうですね。フォローにスーッと、
0:16:10	そっか、搾油金についてはおかしいですね前と合わせるとすると、昨年均等をしてその内訳がちゃんとわかるようにした上での文書の成立性と、
0:16:21	ということで整理をさせていただきます以上です。
0:16:25	はい。よろしくお願いします。小阪です。念のためですけど、借入金等と言わなきゃいけないところと先行き言わなきゃいけないところがありますよね。
0:16:37	はい銀行からもっと言えば借入金ですし、きぐうで出てくるいわゆる前受金が入ってくる場合は借入金等ということだと思ってますので、
0:16:48	その辺がちゃんと適切に使い分けができるようにさせていただきます。
0:16:53	はい。補足ですよろしく申し上げます。大橋さん、どうぞ。
0:16:58	はい。
0:17:05	衛藤。
0:17:07	この6ページ目のその2の2行目の記載なんですけれども、
0:17:12	ちょっと説明いただきたいんですけども、先々については役務契約に基づき再処理機構から云々というふうなことが書いてあってこの役務契約っていう部分なんですけれども、
0:17:22	そこは後の役務契約そのものは全部マスキングというか、発注しているものの、ちょっとその、
0:17:29	これは、
0:17:30	13条のところちょっと長内君契約に基づき、いうところはその南條からどういうものかって辺りを、
0:17:37	ちょっと後でマスキングする必要があるかもしれないんですけども、ちょっと教えていただければと。

0:17:50	すいませんもう一度お願いしてもよろしいでしょうか日本原燃齋藤です。オオハシですけれども、6 ページ目の 2 ポツの部分。
0:17:59	その 2 行目で色入金については役務契約に基づき再処理機構から云々に基づき返済を行うというふうに書いてあって、その三種役務契約に基づきってという部分が、
0:18:10	後ろに添付され、役務契約そのものが添付されているんですけども、
0:18:14	南條でどう読むというあたりをちょっと説明いただければと思います。で、この辺は多分マスキングの箇所ですので後でちょっとこちらの方でも、その議事録の方は、
0:18:25	マスキングなりしたいと思ってます。
0:18:31	聞こえますでしょうか。
0:18:32	コサクですけど、役務契約自体は全体マスキングですけど、基本料金ってというような言葉とかはマスキングなしで前の方に書いてあったりするので、
0:18:44	可能な限りマスキング次第でも済むような表現でトライしていただきつつ、どうしても言わなきゃいけないっていうようなところは、
0:18:56	があれば、言っていただいて、後でマスキングを、
0:19:00	処理していただければと思います。よろしくお願いします。
0:19:05	はい。日本原燃齋藤でございます。整理表の 31 ページをご覧ください。
0:19:11	はいこちらの方にですね、
0:19:14	13 条の記載がございまして、こちらの方で料金の方、加工に対する料金を回収する。
0:19:24	記載がございまして。そちらの病気でこれまでの建設にかかる資金を、
0:19:31	返済していくと、というような趣旨でございます。
0:19:36	はい、13 条という、
0:19:40	はい。
0:19:42	補足ですけど、大橋さんそれでよかったと。
0:19:45	ここの、もともとこの切ってから、基本料金にそういったところまで含まれるのかっていうようなことを、
0:19:54	はい。
0:19:56	はい。
0:19:57	そういった趣旨ですので、もう少し、はい。
0:20:04	乳井西浦でございます。先ほどの質問は、
0:20:10	終わりですよ。
0:20:12	6 ページ。

0:20:15	歌劇についてはということで一部契約最終移行から支払基本料金より返済を行うということなのですが、いわゆる
0:20:25	借り入れ系を支払うということの行為そのものが、その役務契約の範囲でやってることなのかどうかというご質問ですか。
0:20:37	はい。はい。
0:20:48	はい。そういうことです。
0:20:55	少々お待ちください。
0:22:09	はい、五味西原でございます。はい。
0:22:14	まず第何条という言葉を使うとまた契約の中身になってしまうので 28 ページの発信業務会議ということが書いてあると思います。それを 29 ページにかけてですね、
0:22:29	この業務を行うことが、いわゆる機構等の役務の範囲になると思ってます。
0:22:37	それに必要な資金というのは、当然初期の段階に施設を作るということも含めて、いわゆるこういう役務をやりますよということも、成立性があると思ってまして。
0:22:51	イシハラ 45 ページ見ていただくと、
0:22:54	アック生命加工事業として、F i x 当たらんと操業費の上にですね設備投資という項目があると思います。ここも、
0:23:04	金額が正しく
0:23:09	説明、建物だったり設備を組み立てると、
0:23:13	この行為に対して必要なお金ということになります。
0:23:18	こっちホームページで全部という数字ですので公開できる数字で 0.6 と書いてあると、これと、
0:23:26	先ほどの、これもマスキングしてない。
0:23:29	同じなの。
0:23:30	そう。
0:23:31	レジスタ 4 ページの合計と書いてある。
0:23:35	988 とやることをこれ、同じことを言っているという話になりますので、そういうことを表すのに適切な表現かというとかを、
0:23:47	今一度整理をしていければと思いました。以上です。
0:23:53	ありがとうございました。はい。
0:23:57	業務のは、はい。いうこと理解しました。はい。ありがとうございました。
0:24:06	当間コサクですけどね、のためなんですけど、施設を作って管理をするというの一連が役務であって

0:24:16	基本料金の算出のもとに、
0:24:19	できるようになっているっていいんですか。
0:24:22	はい。与儀西田でございますはい。おっしゃっていただけてる通りでございます。
0:24:26	はい、わかりました。
0:24:31	はい。本資料について私から以上です。
0:24:36	規制庁タケダですその他規制庁側から本章について確認ございますでしょうか。
0:24:44	特になければ議事の方から振り返りをお願いします。
0:24:53	はい。いうギリシャでございます。はい。
0:24:55	衛藤。
0:24:58	先ほどあった、4ページとあと5ページの金額の関係、令和9年のやつですね。それと5ページに書いてある1240億の借入れの話の、
0:25:10	開きも付けをしながらちゃんと
0:25:12	実技、実現性があるんだということの説明をさせていただくということ。
0:25:19	あと、右下6ページの2ページは先ほど前後表で出た税所井手の話も踏まえてMOXが同じように直していくということ。
0:25:30	あとは、先ほどの6ページの文章ですね、のところは、一つ借入金というところ借入金等というところ日本語は他にも含めて全体見るとして、
0:25:41	あと借入金については役務契約に基づき最初に効果調べる基本料金より返済を行うという文章が、先ほどご説明した全体の枠組みの中での位置付けとちゃんと整合するよというかそういう趣旨がわかるによる、文章を精査させていただきます。
0:25:57	以上です。
0:25:58	日本のオオバです。あと途中の最初ぐらいにコメントいただきました件のところで、最終的に本件に関して工事費用は発生しないんですけども評価等に関する費用を、の調達についてどういうふうになっているかというところを整理資料に反映する形で整理をさせていただきます。以上です。
0:26:18	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明で規制庁側から、ここ、コメント等ございますでしょうか。
0:26:28	はい、どうぞよろしいでしょうか。じゃあ念のため確認ですけど、今の説明で、特にマスキングする箇所はないということでもよろしいです。
0:26:35	はい。

0:26:44	規制庁はですけれども、ただいま原燃の方から役務契約説明いただきましたけれども特にマスキングはないということでよろしいですか。
0:26:53	はい。西原でございますはい。上部の名前を言ったところありましたけど、何の条文なのかもわからない状態だと思いますので特段、必要ないかと思います。ただこちらでもう一度最終的に、
0:27:06	確認をさせていただく時間はいただきたいなと思ってました。以上です。
0:27:10	はい。そうしますと、
0:27:14	規制庁の竹田です。それではそれ以後ですね、品質管理体制の壁面QMSですね、こちらの1月30日に提出してもらっている資料になりますが、こちらの確認に住みたいと思います。
0:27:30	この資料について原燃から補足説明はございますでしょうか。
0:27:38	現在の内容です。若干補足させていただきます。
0:27:57	50ページ12ページでございます。
0:28:00	3.3. 4ということで、
0:28:03	新検査制度移行に際しての本市事業系設計管理の
0:28:07	くれるということで、今回の
0:28:11	衛藤教授の唐スプリングと関わる設計に関しては、
0:28:15	令和2年3月31日までに実施した。
0:28:20	基本設計に係る調達製品の検証。
0:28:23	これについては、
0:28:25	本文9号は或いは2年4月1日以降に適用されてますので、それ以前に実施した業務については、本基本は適用しないと、というようなことを、
0:28:36	これ新規制基準の許可の時と同様に、今回このような特例を記載させていただいております。調達に関する業務が該当するということでございます。
0:28:48	それから
0:28:49	添付書類9は、
0:28:52	3章四条五条というふうな章立てになってございまして、
0:28:56	3章で設計活動に関わる品質管理の実績ということで、
0:29:01	この設計に関わる実績を示した書類になってございます。
0:29:06	使う中で、そのうち、最後のページ、169ページでございますけど、
0:29:14	今回総務省に基づく設計管理の実績を示してございますけど、この中で、設計監理の活動の実績がない箇所というのがございますので、
0:29:24	それについてちょっと説明させていただきます。3.3. 2の(1)でございますけど、調達による解析であるとか、手計算による自社解析。

0:29:35	これについては今回実績はございません。
0:29:39	それから 3.65 ということで不適合の管理でございますけど、今回標準とリスクへの取り入れに関する業務において、が発生してないということで、
0:29:49	設計管理の実績を示してございません。
0:29:53	江藤中央のポイントについては以上でございます。
0:30:00	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:30:04	藤。
0:30:05	ではその確認に入りたいと思いますが、
0:30:11	どう。
0:30:14	ページが 32 ページ 33 ページになるんですけど、
0:30:21	先ほどですね技術的能力のところでも、ちょっと津田したところに関連するんですけど、
0:30:31	ここで、
0:30:34	主管する箇所、調達を主管する箇所と、
0:30:39	契約を主管する箇所っていうのが 32 ページでは二つバーになっていて、33 ページでは、
0:30:48	契約を所管する箇所がバーになっているんですけど、これってどういうことでしょうか。これはどこの部署も関係しないんでしょうか。
0:31:06	これ名簿でございます。
0:31:08	まず 32 ページの正誤でございますけど、令和 4 年 1 月 10 日、
0:31:17	要は 32 月 1 日現在の体制でございます。
0:31:21	33 ページは、
0:31:23	令和 2 年 3 月 31 日の組織図ということになってございます。今回、調達であるとか、
0:31:32	二つですね、調達については、33 ページの令和 2 年 3 月 30 日以上の組織率の体制で調達を実施してますので、
0:31:43	33 ページに、調達を主管する箇所の長として、オオオカ建築部というふうに記載させていただきます。
0:31:51	32 ページの、
0:31:54	これは、
0:31:55	30 分をつい 1 日現在以降というのは、調達がすでに終了しておりましたので、調達主管する会社というところも引いているということでございます。
0:32:06	以上です。

0:32:08	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。多分そういうことだろうなと理解はしておりましたが、
0:32:17	当調達の下にある契約を主管する箇所ってというのはいかがでしょうか。これは両方ともバーになってるんですけど。
0:32:40	前のものでございます。33 ページ、この契約を主管する箇所の
0:32:46	数という言葉を書いてございますけど、
0:32:49	本契約し完成箇所ってというのは、これ、調達室ということを書いてございまして、令和 2 年 3 月 31 日以前の組織では、調達室がまだ入ってございませんでしたので、ここがバーを引いていると。
0:33:07	ということでございます。あと 32 ページ以降は、軸契約自体がございませんでしたので、その調達室は、組織に入ってございますけど、
0:33:19	契約行為自体がありませんでしたので、を引いているということでございます。以上です。
0:33:26	はい。規制庁の竹田です。理解はしつつなんですけれど、両方とも同じバーで記載されていて、ちょっとそれぞれの
0:33:36	理由というのが違うと思うんですけど何か注釈等で、もうちょっと説明いただくことは可能でしょうか。
0:33:45	微妙ですね、契約を主管する箇所の調達に関する箇所についても、地域でわかるように表記したいと思います。以上です。
0:33:57	はい。規制庁の竹川記者。はい。それではそのように対応の方、お願いいたします。
0:34:04	それではちょっと、すみません、古作です。
0:34:08	土肥今野関係でちょっと全体的によくわからないので教えていただければ。
0:34:16	というのは、
0:34:19	令和 2 年 3 月までに調達が終わっているってということなんですけど調達って何人をしたんですか。
0:34:34	5 年のようです。
0:34:36	設計としても調達するということで、設計するにあたって、設計要求事項、いわゆる条件を確定するというところが必要になりますので、
0:34:47	森林を特定せずに策定する地震動に関わる
0:34:52	地震アベ作成業務を、
0:34:55	あと追加に係る基礎地盤の耐震影響評価に関わる業務、この二つの調達業務の実施でございます。これも令和 2 年 3 月、
0:35:05	30 日 1 日以前、調達業務を実施しております。
0:35:11	古作です。それって言うと、令和 2 年 3 月 31 日。

0:35:19	までにその業務は終了して研修してあって、
0:35:24	その後は何をやったって、
0:35:28	調達Tじゃなくて、本件での
0:35:33	設計プロセスとしてっていうことなんですけど、
0:35:40	言語でございます。今回もこの
0:35:43	イシハラ作成業務の委託後、
0:35:47	地盤の耐震影響評価の業務、これのアベ成果を、設計をする事項という いわゆる設計のインプットの条件として、その辺の設計を開始したとい うことでございます。
0:35:59	あとそのあとご質問あった設計の調達の検証でございますけど、
0:36:06	検証行為自体は或いは2年3月31日以降に実施してございますけど、
0:36:14	調達の発注例とか、仕様書あと調達管理自体は12年3月31日以前に実 施した仕様書に基づいてやってございますので、
0:36:25	今回の調達業務はすべて令和2年3月31日以前に実施しているという 整理をしてございます。以上です。
0:36:37	とコサクですけど今の説明はそれでいい。
0:36:42	いいですか。
0:36:44	研修活動は、4月に入ってからだけど、
0:36:48	それは3月までの体制のもとでやりましたっていう説明なんですか。
0:37:06	日本原燃の郷ですけど。
0:37:09	今回整理資料を作成するときに、そのように整理をさせていただいて、
0:37:15	ておりましたけど、
0:37:17	おっしゃる通り、研修の調達管理の一環でございますので、それは31 日以降に実施していますので、到達業務の芽を2年、
0:37:30	1月1日以降に実績があるということでちょっと整理資料を作りお願い したいと思います。
0:37:36	できないと、この体制表になってございますけど、32ページの、
0:37:43	到達する箇所の幅を引いてございますけど、土木建築部というふうに記 載した上で、資料全体として、市、明和2-1、3月31日以降に、
0:37:55	認識しているという説明をお配りさせていただきます。以上です。
0:38:01	はい、古作です。そこはわかりました。調達の実績みたいなのは後の美 田数でも付けておられるかと思うんですけど、何ページにありますか。
0:38:24	オリビンの方でございます。
0:38:27	下のページで130ページ以降は、
0:38:30	調達の実績になります。
0:38:34	130ページが、供給者の技術的評価。

0:38:39	実施した実績。
0:38:41	うん。でございます。
0:38:43	それから根井。
0:38:45	奥さん 14 ページ以降が、供給者を選定すると。
0:38:50	というようなことで、いわゆる
0:38:52	向こうの調達業務を発注するところのプロセスを、34 ページ目以降に記載してございます。それから 140。
0:39:03	140 ページ目以降には、救急車から品質保証計画書が出てきますので、それに関する審査のプロセス、
0:39:15	そして 146 ページ以降でございますけど、発注するにあたり仕様書を作成しますので、仕様書を作成し、
0:39:26	縦にプロセスへ実績エビデンスを記載させていただきます。いただいております。
0:39:33	以上です。
0:39:37	コサクです。
0:39:39	今の最後のところの、具体的な仕様っていうことでいうと先ほど説明のあった、その影響評価だったりっていう、その末端部分の話っていうのは、
0:39:53	どこになるかっていうと、例えば 151 ページのところ、
0:39:57	提案事項。
0:39:59	とかがあります。
0:40:01	けど、
0:40:04	これでどう、どうなってるのか説明いただいてもいいですか。
0:40:18	関係ないので少々お待ちください。
0:40:51	日本原燃のオガセで大変申し訳ございませんちょっと聞き取り一部ちょっと漏れてしまっておりました。大変申し訳ございませんがもう一度ちょっとご指摘をいただいてもよろしいでしょうか。
0:41:02	調達かけた業務の内容の具体を説明してくださいっていうのは付けるんですけど、エビデンスを踏まえながら、
0:41:43	はい、日本原燃のオガセですね大変お待たせいたしました。今回の申請に関する内容での調達として実施したものですけれども、大きく同建築部の関係でございますと、基準地震動を作るという業務が一つ。
0:41:56	もう一つは基礎地盤の安定性の解析というものが一つというと 2. のところの調達をやっているところでございます。まず一つ目の基準地震動をつくるというところの話でございますが、
0:42:08	この資料の、

0:42:10	今写ってるところの、3ページ前のところをちょっとすみません移ってもらえると。
0:42:18	はい。
0:42:19	こちらですね。はい。今お示ししておりますこちらの稟議書という形になりますが、震源を特定せず策定する地震動に関する模擬地震は作成の業務というところがございますがこれがS sをつくる業務というところがございます。
0:42:32	こちらにつきましては実施内容としてのところだけまずご説明させていただくと、こちら側の(1)実施内容のところを書いてございます通り、今回震源を特定せず策定する地震動を作る上で、今回これ自身の方の話になりますが、地震基盤面で自身はを作るというところもございましたので、
0:42:50	そういった解放基盤よりずっとフタイ深いところの地盤モデルでございます深部地盤モデルこちらの方を再検討いたしまして、最終的にはそういう地震は検討していつて時刻歴版の作成最終的にS sになるものを作るというところを、
0:43:04	役目としてやってございます。こちらの業務につきましては業務の委託仕様書を今回ちょっと表紙だけをつけているところがございますがこの2枚後手術してもらえると。
0:43:15	はい。こちらちょっと、表紙のみでございますけれども業務委託仕様書というもので委託先に対して仕様を提示しているところがございますが、今中身がないところがございますけれども、先ほど稟議の実施内容のところでご説明いたしました。
0:43:30	地盤モデルの制震等の地盤モデルの妥当性確認から、時刻歴は形の作成までの使用詳細のし、詳細な仕様が記載されているというところがございます。
0:43:41	次の業務といたしまして、この次のページでございます。そういう冒頭の方で二つ述べましたうちの校舎、こちらは基礎地盤の耐震影響評価というところでいわゆる基礎地盤安定と呼んでいるようなやつでございます。
0:43:54	こちらにつきましては先ほどの役目で業務の方で委託業務の方で設定しました基準地震動の時刻歴は系、こちらを用いまして、いわゆる地盤の安定性解析というところが一番の二次元のモデルに対して、
0:44:08	地震動を入れて作った基準地震動を入れてあげて、滑り安全率とか交じっ地すべりとかそういったところの評価をやっているというところござ

	ざいます。こちらにつきまして、今ちょっと口で言ってしまいましたが、実施の内容としましてはそういったものを基準地震動の数掛ける、
0:44:23	当社の方で地盤安定解析で設定している断面数みたいなところで係数を決めて、このように評価の方を実施してもらっているというところになってます。ざいます。こちらの方も同様でございまして、委託仕様書という形でこの3枚後ですかね。
0:44:38	ところで本業務基礎地盤の耐震影響評価業務というところの業務におきまして、委託仕様、先ほどのお示ししたケース数も含めて、具体的にどういった評価をやるかというところをしようとして委託先に提示しているというところでございます。
0:44:52	調達業務につきましてはこのような形で社内のルールに基づきまして稟議書、あとは仕様書等をもちまして業務の方をせ、委託先をお願いしているところでございます。その後の委託先から出てくる業務計画書ですとか、
0:45:06	そういったところの書類上のやりとりですとかそういったところにつきましても調達の弊社のルールに則って実施をしているところでございます。ご説明につきましてすいません口頭も多くなりましたが以上でございます。
0:45:20	はい、小阪ですわかりました大きく2本に分けて調達をかけて対応されると。
0:45:27	ことで理解をしました。先ほど、令和2年3月の前後という話で、
0:45:35	雄踏、そのあとに研修のチェックシートみたいなのがあって、20年3月のものもあれば21年3月のものもあってと。
0:45:45	ということでそのあたりを適正に変えていかれるってということで理解しとけばいいですかね。
0:45:52	日本原燃のオガセでございます。おっしゃる通りでございます。
0:45:57	はい。補足ですわかりました。で、今のその影響評価って意味だとすべリーの話ということで話があったんですけど、
0:46:08	今夏その耐震補強みたいのは必要ないので、工場は発生しませんということで申請をされてるんですけど、その辺りの評価っていうのはどういう扱いになってるんですか。
0:46:19	はい。日本原燃のオガセでございます。そちらにつきましては調達という形でやっているわけではなくてですね、弊社の方で持っております設計情報に基づきまして、前々回のヒアリングでもお伝えいたしましたけれども、

0:46:33	今回作った基準地震動が、もともとある基準地震動からどれくらい大きくなるかというところの倍率を当社の中で出して、当社の中で持っている設計情報と、その照らし合わせた上で、影響がないかというところが影響というかその工事等に発展しないかといったところの確認をしているというところでございまして調達等を行っているわけではないというものでございます。以上です。
0:46:55	はい、そうです。そうすると、令和2年、3か4月以降ということで、設計プロセスの中でそういう検討をし、
0:47:05	申請のプロセスに移ったってということで考えればいいですか。
0:47:15	はい。日本原燃のオガセでございます。今回のこの変更許可申請書を作る上でのプロセスの中でそういった変更か、施設に対しての影響という観点でも確認した上で、
0:47:27	今回の許可申請書の記載内容を決めているという意味でそういった載せ許可申請書を作るプロセスの中でこういった施設に対する確認を実施しているというそういう位置付けでございます以上です。
0:47:38	古作です。一応
0:47:41	こだわって話をしているのは、
0:47:50	32ページで、設計を所管する主管する箇所っていうのと、事業指定に係る官庁申請を主管する箇所と言っていて、
0:48:03	申請書を作成するプロセスの中でっていうと計画部になっちゃうんですけど、やってるのはおそらく土木建築部じゃないかなと思ったので設計プロセスだから聞いてたんですけどいかがでしょう。
0:48:29	はい。日本原燃の加瀬でございます。ちょっと私の認識でもあるんですけども、今回再処理計画部の方でこの事業変更許可申請の方についても取りまとめ責任部門というようなところになってございますけれども、
0:48:43	実際といたしましてこちらの申請書の各パーツ、先ほども我々の方でも作っており、道路建築部で作ってございました基準地震動の策定とかのところも含めてなんですけどもそういったところにつきましては各施設課ですとか、土木建築部そういったところが実際にパーツとして作っているというところがございますので、
0:49:02	そういった作成部門の責任でもってそういった責任の方の間、設計の方の管理、設計というか設計への影響の確認というところをやっているというそういう認識でございます。
0:49:13	はい。
0:49:14	コサクですわかりました。

0:49:17	そのあたり、この資料で何かここでこういうふうに書いてますよとかってありませんかね。
0:49:24	Bの方でございます。73 ページ。
0:49:28	ございますけど、
0:49:30	申請書の作成についてということで、その前段として、申請書の作成は設計を主管する箇所が作成した設計活動のアウトプットをもとに、
0:49:40	に関して強く間違ってますけど、この貫通申請を主管する会社を実施するというところでこういったプロセスを記載してございます。
0:49:49	以上です。
0:49:51	はい、古作です。その時のこの設計活動のアウトプットって何ぞやっていうところは明確になってないですかっていう。
0:50:23	コサクですけど少なくとも先ほど話になった、
0:50:29	基準地震動の策定だとか、滑り評価だとかというようなところは、調達として、エビデンスもついてますし、それをアウトプットなんだろうと。
0:50:38	いうのは見えなくはないんですけど、
0:50:40	その後の工事不要っていう判断をしているといったところの業務もアウトプットなんですよね。
0:50:54	日本原燃のガスでございませっしゃる通りかと思えますそういう判断も含めてのアウトプットという意味で今回の耐震設計の対具体的な施策設備の耐震設計の影響がないというところ。
0:51:08	それを踏まえて工事による例えば資金がないとか工事自体が発生しないっていう、エリアBになっているとかそういったところも含めて、社内での最終的なエリアBの確認をしているというようなそういうような位置付けになっております。
0:51:21	すいません弱いのは重々承知ですその実際のその設計への影響の確認というところのアウトプット自体、そのものを審査しているというようなものはちょっと実態としてはないものが実情でございませう。
0:51:35	はい、古作です。今言っていたら、いや、
0:51:39	話を。
0:51:41	例えば、
0:51:43	正しくはないのかもしれないんですけど、
0:51:46	今説明いただいたところからちょっと戻ると、69 ページのところ、
0:51:51	設計の結果に係る情報括弧アウトプットと書いてあったり、
0:51:57	どう申請に引き継ぐのかといったところの説明の補足説明資料っていう構成はあるので、

0:52:04	何らかに入れ込めるなら入れ込む、別途つくらなきゃいけないなら作るというようなことでちょっと考えていただけますか。
0:52:15	はい。日本原燃のオガセでございます。かしこまりました今回のこの標準応答スペクトルを ADR 日に取り入れる上で、こういった申請書を作るかというところ申請書を作るというところにつきましては当然管理の対象になっているものですのでその中で、
0:52:30	そういった設計の影響という観点もきちんと見ているというところそれをきちんと追加するように、1、ちょっとそういうふうに動いていきたいと思います。以上です。
0:52:39	はい、古作です。その上でなんですけど、一番最後の 169 ページで、
0:52:45	設計活動の品質管理活動なしという中に、
0:52:49	解析はありません、ちょっと調達の解析ありませんで計算による解析ありませんって言ってんですけど、本当ですか。
0:53:01	原燃のオガセです少々お待ちください。
0:55:20	日本の方ですいません時間かかっておりますもう少々お待ちください。
0:56:21	やっぱり日本原燃のオガセでございますすいません。ちょっとあまり趣旨が、何かこの紙を今見てたら、ちょっとわからなかったなというところが正直なところなんですけど実態としては解析はコサクさんも持っていらっしゃる通りあるというところでございますので、
0:56:35	ちょっとそれに伴ってちょっと必要な、何ですかねその調達の調達とかその設計管理のエビデンスみたいなものをちょっとこちらには、今、ついてないようなのでちょっとそちらの必要なものをきちんとちょっと吟味した上でちょっといっぱい示させていただきたいと思いますなくともちょっとこれだけ。
0:56:50	書いてるのはちょっと実態に合っていないなというところでございますすいませんちょっとお持ち帰りとさせていただきます。以上です。はい。
0:56:57	コサクですよろしくお願ひします。設計部隊と申請部隊でしっかりと話をして、
0:57:04	認識合わせて対応いただきたいと思います。
0:57:10	その上で、
0:57:11	ちょっとこれを見せると何とも言いがたいところはあるんですけどいずれも実態をまず、整理をして説明いただいた上で、また対応を検討したいと思います。よろしくお願ひします。
0:57:32	規制庁の竹田です。それでは確認続けたいと思います。
0:57:37	35 ページをお願いします。

0:57:47	ここレビューの実績というのが書かれているんですけど、当間清家主 管課のレビューがアーリー設計審査委員会が有井ということで、また関 主幹のレビューがあるんですけど、目的がいずれも同じ内容書かれて いるんですけど、
0:58:04	当間とはいえ観点はそれぞれあるかなと思うんですけど、それぞれの レベルでどういった観点でチェックがされているのかということをご説 明いただけるでしょうか。
0:58:26	はい。日本原燃のオオハシで少々お待ちください。
0:59:44	日本原燃のオガセル。
0:59:45	はい。すいませんちょっと資料から探すのに時間を要してしまいました 申し訳ございません基本的に設計レビューといたしましては、例えばそ ちらページで42ページって言って、
0:59:58	どうですかね。
1:00:00	ちょっとすみません画面を出します。はい。
1:00:02	こちらは設計レビューの結果の記録というところでございますがどうい う観点でこちら資料を確認しているかというところでございますが、6 本んとこれはインプットアウトプットの話じゃないか。
1:00:14	ピンクと。
1:00:16	すいません。38ページですね、申し訳ございません。申し訳ございませ ん。
1:00:21	はい。私こちらの解析の解析なり評価ないし設計の結果に対するレビュ ーのところでございますが7ポツのところに書いてございます設計レビ ューの結果等ございます通り、
1:00:33	その設計からのアウトプットが適切であることまたこのほかのこの設計 レビューの資料のところにも書いているところでございますが、アウト プットがきちんとインプットの条件を満たしているか、そういったとこ ろの観点で設計のレビューを行っているところでございます。
1:00:47	またそのレビューに当たりましては、例えば
1:00:51	60、ちょっと例えばでお示ししますが67ページとかにございますよう な、設計の要求事項検討表と我々は呼んでいますけれども設計に用いる 情報のインプットと。
1:01:02	実際に何をやったかあと最後に右っかわにアウトプットというところにな ってございまして、それらがきちんと横串取ったものになっています かというこういった観点でのレビューをやっているというところござ いまして、それらが、いわゆるインプットとして、各何ですかね法令要 求でございますとか規則、ないし規格基準類の要求、

1:01:21	これを満たすために、適切な検討ないし評価、そういったものが行われていて、アウトプットとして例えば地震動でしたら基準地震動 S s の波ができましたとかそういったようなところが、きちんと横串取ってできているかというところを確認するとこういった観点でやるのがこういった
1:01:36	実際の具体的な評価に関するレビューの流れというふうに考えてございます。以上です。
1:01:43	はい。はい。規制庁の竹田です。はい、ありがとうございます。
1:01:48	今の説明は設計のレビューかなと思う。
1:01:54	その次にある。
1:01:58	設計審査委員会、これってというのはこういった観点になるのでしょうか。これも何か説資料とかあればそれで説明いただければと思うんですけど。
1:02:35	日本原燃のオガセでございます。こちらの積先ほど私がお説明した実際今おっしゃってた通り、その設計をしてやった者としての部署としてのレビューというような形で申し上げました。
1:02:47	ただ実際今おっしゃっていただいた通り設計審査委員会というところの会議体でのレビューをしているところでございますが、そのビューの観点という意味では同じでございます基本的には、先ほどお示した設計要求事項検討表にあるような、
1:03:03	インプットとアウトプットの整合性そういったところについて確認するというものを、もっと各部署の設計のレビュー体制よりもっと大きな会議体で、この設計審査委員会という形でやっているというそういった位置付けになってございます。以上です。
1:03:18	はい。規制庁の竹田です。そういった会議体が違うということで理解をしました。はい。
1:03:25	うん。
1:03:26	35 ページ、1 個にある、新設計審査委員会以降でもう一度設計主幹かレビューはされているんですけど、
1:03:35	これについてはその設計審査委員会で指摘なりがあって修正が必要になれば、再度範囲、それが仮にとられてることを確認。
1:03:45	を行うというレビューを、小さい単位で行うという認識でよろしいですか。
1:03:51	補足です。元が説明すればいいところではあるんですけど読めばわかると思う。
1:03:56	話をすると、当然、

1:03:59	主体に戻ってレビューはするものの、そのあと設計、
1:04:04	審査委員会としてもレビューが本来必要だけど、そこはその書面で主査が確認すればいいということになってて、それ確認しましたよっていうエビデンスが後ろについていると。
1:04:15	ということ。
1:04:17	なので、はい。
1:04:20	はい。ですよね。日本原燃のオガセすみません説明をしてしまいまして申し訳ございませんコサクさんのおっしゃる通りの流れでございます。
1:04:30	はい。規制庁武です。はい、わかりましたありがとうございます。
1:04:34	それで江藤コンサルが実際に上げてきた結果の妥当性の確認はいわゆるJANSIチェックみたいなのもやると思うんですけどそれってというのは、
1:04:45	藤設計主幹か、レビューの手前でされる作業になるのでしょうか。
1:05:29	日本原燃のオガセでございます基本的にはすみませんお待たせして申し訳ございません、そちらにつきましては基本的には先ほど郷氏こちらからも説明した通り、
1:05:39	コンサルなんかには委託で調達で業務を投げているところございまして、その報告書に対して、書かれているような例えば自身は作った結果なんかをその営利許可の申請書に入れるという形になってございます。その薬の結果としては業務報告書として当社の方で受領しているところございまして、
1:05:59	それにつきましてはエビデンスでちょっと、例えばでお示ししますが、157ページを移ってますでしょうか。
1:06:14	はい。すみません。157ページのところのこちらの当社の検収チェックシートというものがございます。こちらの中でチェックシート等だけなので具体的な細かいところは見えないんですけどもNo.の3番、
1:06:27	です。
1:06:28	4番、ごめんなさい4番ですね仕様書等に記載の当社要求事項つまり先ほどの設計要求事項検討表でいうインプットに該当するところなんですけど、こちらがすべて完了合格しているかというところにつきまして、
1:06:41	そういう観点で報告書のチェックかけているところでございます。そういった意味で先ほどの設計レビューに行くときのアウトプットの妥当性というのはこういった調達業務をやっている主管部署の方でやっているというようなところでございますその上で、設計レビューの方に上げていくというそういう流れで実施してございます。以上です。
1:06:59	はい。規制庁の竹田です。わかりましたありがとうございます。

1:07:02	この4番で、担当者が心証チェックなり、トーマスわせているということだと理解しました。
1:07:11	はい。
1:07:17	それでは、ちょっと続けたいと思いますけれども、
1:07:32	78ページで申請書作成のフローがありまして、
1:07:42	添79以降で用紙キーのチェックシートが添付されているんですけども、
1:07:55	さらに89ページ以降で今実際にチェックされた結果のスキャンですかね、これも添付をしていただいていますけど、
1:08:02	様式3の結果が、
1:08:05	載せられていないと思うんですけど、誤記チェック以外とするものですね。これも大事な部分かなとは思いますが、これ、チェックは当然されているんですよ。
1:08:27	日本原燃大場オオバです。衛藤。
1:08:31	吉井さんのチェックははい申請前に確認をして様式を残す形で確認をしております。以上です。
1:08:40	はい、わかりました。添付はしないけど当然されているということで理解はしました。
1:08:45	で、この様式3につきましては申請書の体裁なり、そういった、
1:08:53	内容も細かく基本ルールとして記載されていると思うんですけど、
1:08:58	評価の担当の方にもありますけど、これは設工認の方についても同じようなものが用いられているという理解でよろしいですか。
1:09:15	日本原燃大庭です。このルール目概要といいますかこの作成フローが、許可のものになってましてちょっと設工認のものが具体的にどうなっていたかというのはちょっとすいません今ちょっとわかりませんので、ちょっとそれは、
1:09:30	別途確認させていただきたいと思います。
1:09:33	以上です。
1:09:35	はい、規制庁だけです。わかりました。
1:09:38	店長です。
1:09:40	私の方から確認で今回の変更に関係はないんですけども原燃の刑務所の体制っていうところでちょっと状況を確認したくて、
1:09:50	今その設工認の第2回の申請においても申請書の動きがあったり、あと新規制基準対応の許可の点数とか整理資料で有効性評価何か記載の誤りがあったとか、

1:10:04	そういった話が出てると思うんですけども、そういう状況っていうのはこちらのメンバーもわかった方も一応認識はされてますでしょうか。
1:10:15	漁場です。その状況は聞いております。
1:10:20	以上です。はい、規制庁市民です。
1:10:23	その状況とか踏まえて今回の申請に関して資料であったり申請書だっ であったり、その一通りの確認とかって、
1:10:31	されて、そういう同じようなミスはなかったとかの確認はもうされてま すでしょうか。
1:10:40	日本原燃の大庭です。今ちょっと設工認側で動きが区長ミスがあったと いうところは具体的にどういう対策にするかというところまだご説明で きていないという認識で今、まだちょっと検討している。
1:10:54	回答聞いております。何かですけれどもセンコー社の許可側の資料の提 出、先日のヒアリング資料提出等も含めて、
1:11:05	そういったミスがないような形で、動きも含めたチェック、上の確認も 受けるというようなところは、ちょっとまだ設工認ある対策できないと ころではありますけれども先行して、
1:11:16	手厚く確認をしているという対応はやってございます。以上です。
1:11:21	規制庁志水です。塗装し施設工認側の方は明日ですかね対応状況につい ての資料出て金曜日ヒアリングっていうことでそちらで詳細を確認しよ うと思ってるんですけども、
1:11:34	許可の方は先行して確認をしたっていうことで、
1:11:38	具体的には、
1:11:41	特に前回のチェッカー、新規制基準対応でのその添付にも記載の誤りが あったっていうこととか踏まえて何か具体的にどういうところに問題が あって、
1:11:52	それを長いカバーするように今回改めてどういう確認をしたとか、そう いった、
1:11:58	ところの説明はできますでしょうか。
1:12:08	ですね。
1:12:11	確認、
1:12:12	してる今、先ほどの作成フローにもあったような流れで、まずはその積
1:12:20	を作成する。
1:12:22	それで、きちんと動き等がないかという確認をした上で、パッケージし た後にも、
1:12:32	第三者的に確認をするというような行為はやってございます。あわせ て、責任者といいますか上の人間にも十分に内容全体、

1:12:43	そして確認をしていただくと、というような対応を、
1:12:47	T a l l形で、
1:12:49	水の無いような、
1:12:51	資料の作成というふうな形で対応していると。
1:12:55	ということになります。以上です。
1:12:58	はい。
1:12:59	長シミズです。
1:13:00	その 7008 ペイジー2、フローズも
1:13:05	誤記チェック。
1:13:07	⑦で動きチェックするっていうところもあると思うんですけども、こう いったところで、素通りされてしまうからそこをちゃんとやりますって いう、
1:13:17	そういう話なんです。
1:13:20	でしょうか。
1:13:22	日本原燃車でございます。
1:13:25	これまで、もう許可でも動きがあったりしたその対策としていろいろチ ェックの視点であったり、チェック項目をふやしたり、
1:13:36	クロスチェックをしていくといったことであったりわし、今大庭が言っ たみたいに申請を小元あってそれぞれ部署が分かれてつくられますので それぞれの場所の部署によって、
1:13:49	事務所の中でチェックをすることに加えて取りまとめ部署のところに来 たところで、すべてもう1回チェックをするさらにそこをダブルチェッ クするとかですね。
1:13:59	そういうことを重ねて、間違いとか落丁とかですねそういったものがな いようにということやってきてます。今回の設工認、最初の第1回第 2回の設工認での動きに対して明日御説明は、
1:14:15	させていただくように資料出させていただく予定ではいるんですけど、
1:14:19	基本的にまずは、やるべきことをやれてたかと。
1:14:24	ということがまず一番念頭にあるのかなと、それができてなかった方が大 きいんじゃないかなというのも考えた上で
1:14:33	まあ、そう視点で見たときに、ちゃんとやるべきことをやりましたか ら申請書を出す時になって言われると、少なくとも震源特定せずに出す時 であったりというのはやっていた、定足数をエビデンスが残っているとい うことだと思ってます。以上です。
1:14:50	はい。規制庁清水です。

1:14:52	当間ちょっと誤記のチェックってなると申請書とかも適当に今は膨大で ってなかなか、
1:14:59	ミスゼロっていうのも、
1:15:01	難しいところにあると思うんですけどもちゃんとできているかっていう ところもちろん大事、大事ですけど、まず最初としてちゃんとそういう 動き等誤りとかが、
1:15:11	繰り返されないような体制が整ってるってところが重要だと思うんです ので設工認の方でまた詳細は確認していければと思いますのでよろしく お願いします。
1:15:22	私からは以上です。
1:15:33	規制庁大橋ですけれども、ちょっと確認だけさせてください。この資料 で、29 ページのところ、
1:15:45	一応令和 2 年 3 月 31 日までに実施した業務ということで表にまとまっ ています。床チラーに関してなんですけれども、一応その補足説明資料 3-1 以下で書いてあると。
1:15:58	ということで、そちらの方の、
1:16:01	見ると、
1:16:04	例えば 129 ページの辺り、
1:16:08	ちょっとこれは確認です。
1:16:12	129 ページで供給者の技術的評価ということで、以下のページで書いて あります。
1:16:19	ということで、131 ページのところでは、
1:16:27	そうですね。
1:16:30	それと 130、131 ページ 133 ページのところ、一応発注候補先選定 表、評価表っていうのがありまして、
1:16:40	一方のは、この 131 ページの方では 132 ページに取引先会社リストとい うのがついていて、133 ページの方にはそれがついていないと。
1:16:53	というような形ですけれどもこれはどういう整理なんでしょうか。
1:17:05	日本原燃オガセ少々お待ちください。
1:17:43	日本原燃のオガセでございます大変申し訳ございませんちょっと今こち らで原本を確認したところ、こちらの取引先会社リストのところにつき ましてはその 133 ページに該当する発注功績評価表にプラスがぶら下が るといふか対応するものが、
1:17:59	ございましたのですみません単純に添付漏れでございました。同じよう にさっきの 131 ページ 132 ページと同じように、130 万円程度でのこち らの発注恒設の評価になります。以上です。

1:18:12	わかりました。付けるというルール。
1:18:15	ということですかね。ということであれば、はい。つけていく。
1:18:19	ということと、あと、
1:18:22	はい。
1:18:22	あと、ちょっと確認なんですけども、
1:18:28	29 ページのこの表を見ると、供給者の選定ということで 3.4. 2 のところで書いてありますので、この
1:18:39	供給者の選定に関しては、平成 31 年の 3 月と令和元年の 11 月と 12 月と、計 3 件、3 回実績があったというふうに
1:18:50	読めるんですけども、一方でこのエビデンスの方を見ると、
1:18:56	140 ページぐらいですかね。
1:19:01	140 ページ以降の、
1:19:06	この
1:19:08	補足説明資料 3-3 というところを見ると、
1:19:18	3 月と 12 月、分についてはこの添付されてるようなんですけども、その 11 月に関しては、
1:19:25	そもそも今さん。
1:19:27	周知確認については、特段添付はされてないようなんですけども、これをもとに、
1:19:32	どういったこと、こっちの表の方が間違ってるとか、そういう整理なんでしょうか。それともちょっと添付が漏れてるとかちょっとその辺、説明していただければと思う。
1:19:45	はい。日本原燃のオガセですいません少々お待ちください。
1:20:36	日本原燃のオガセでございますちょっとすみません、後ろの方今確認していたんですがちょっとこちらの認識との乖離があったんですいませんちょっとこちらは内容確認させていただきまして、
1:20:46	適切な数字
1:20:49	29 ページですかね、のところの実績のところの日付も含めてですけどもちょっと適切なものに合わせさせていただきます。基本的には、やる時にはいずれも同じルールでやっていて同じような、エビデンスが残るという形ですのでも今、
1:21:02	三つこちら日付書いてるのに後で二つついてるとするのはちょっとおかしい状況でちょっと実態二つだったかもしれませんのでその辺きちんと実績に合わせて資料の方を修正させていただきます。申し訳ございません。
1:21:13	はい。はい。確認いただければと思います。はい。私からは以上です。

1:21:24	はい。その他規制庁側からこの資料につきまして確認ございますでしょうか。
1:21:36	よろしいでしょうか。
1:21:46	MOXの方は、Qsにつきましては特に再処理の方、フィードバックしてもらえればと。
1:21:54	思いますので、はい。特にこちらから追加で確認はございます。
1:22:01	それでは本日予定していた議題としては以上となります。
1:22:07	全体を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
1:22:14	よろしいでしょうか。
1:22:17	竹田さん振り返りは、そう。失礼しました。すみません。大事なところ忘れていましたQMSについての振り返りをしたいと思います。下の方から振り返りをお願いいたします。
1:22:29	はい。辨野委員、スモモザワです。本日の編集局所で今日の整理資料について振り返りさせていただきます。まず体制図についてです。
1:22:39	契約を主管する箇所調達を主管する箇所について場の表記をしておりました。これについて、バーではわかりづらいつことで、何らかの中期注釈。
1:22:51	を記載させていただきたいと思っております。
1:22:54	2、これを合わせまして、の、
1:22:59	実際の調達調達の活動についてなんですが、検視調達の実験研修活動については、新しい組織ですね、
1:23:11	3年12月1日現在の組織での研修活動を実施しておりますので、それが
1:23:18	調達を主管する箇所があったか生まないように、記載読めますのでそれは依然としておかしいですので資料の修正をいたします。必要に応じて補正も必要かと思えます。
1:23:30	続いて
1:23:33	アウト設計のアウトプットですね
1:23:39	今回の教授との件につきましては工事が不要ないとしておりますが、それについて、あと、アウトプットがこの設計活動設計主幹から実施設計活動のうち、
1:23:52	アウトプットとしてどう見えるかについて、再整理させていただきます。
1:23:57	続きまして、
1:24:01	冒頭の調達活動について、解析は実施しておりませんという説明をしておりましたが、調達を実施し、

1:24:09	規定の中に表、関課長も入っておりますので解析、解析のアウトプットは、解析の実施はありますということでした。うん。す。
1:24:18	その協議資料との
1:24:21	不整合がありますのでエビデンスを整理して再説明させていただきたいと思います。
1:24:26	続いて、申請書の
1:24:29	作成について、
1:24:36	少しお待ちください。
1:24:45	申請書提出前のチェックシート様式3という活動を実施しております。
1:24:50	N-Sとしてつけておりませんでした実施はしておりますということで、それに対して設工認申請においても、これに相当する活動があるかについて、再確認させていただきたいと思います。
1:25:02	はい。続きまして、調達の取引先、
1:25:07	の
1:25:09	技術評価につきまして取引先会社リストが2件ある実験がついておりませんでしたこれは添付合わせということでしたので、添付を、
1:25:18	添付資料、添付レビデンスを修正させていただきます。
1:25:22	続いて供給者の選定、冒頭、
1:25:27	供給者の選定日付、
1:25:29	が、
1:25:30	表となっておりますので実際のエビデンスとして、
1:25:33	ついてスズキ契約請求、供給者の選定の箇所、実際のエビデンスと整合させる。
1:25:40	要はを再確認させていただきます。
1:25:42	振り返り以上になります。
1:25:46	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の振り返りについて規制庁側からコメントございますでしょうか。
1:25:55	規制庁コサクです。
1:25:59	内容としては、対応いただく食うので結構なんですけど、
1:26:04	今回整理資料D、不適切だった部分がありそうな感じなので、
1:26:11	確認していただいて、もし違っていたということであれば、なぜそんな整理資料のつくりになってしまったのかと。
1:26:20	いうことの状況も併せて説明するようにお願いし、
1:26:27	人間のスモモザワです。はい、了解いたしました。
1:26:35	はい。規制庁竹田です。その他規制庁側からございますでしょうか。
1:26:42	県の方から何かございますでしょうか。

1:26:47	いいですか。
1:26:48	はい。表現の方は特にございません。二村オオバです。以上です。
1:26:54	規制庁の竹田です。
1:26:56	それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
1:27:02	失礼しました様でした。すいません。申し訳ございません最後ちょっとスケジュールのほう確認したいんですけども、
1:27:08	今後どういったスケジュールで対応されていくでしょうか。
1:27:14	はい。日本原燃大庭です。
1:27:16	今回のヒアリングでいろいろご指摘いただきまして、新築に関する現状行っている取り組みですとか、
1:27:28	前後表に関しても、その辺今後の考え、記載のところ、ちょっと全般的に見直す必要があるかなというふうに考えてございます。整理資料も
1:27:39	コメントなりいただいておりますので、ちょっとその河川の仕方とかも含めて、全面的な見直しになるところもございますので、少しお時間をいただければということで考えております。
1:27:53	2週間後ぐらい15年3月15日ぐらいをめぐりましてまずちょっと作業させていただきます、次が近づいたらまた提出資料提出できる時期は
1:28:04	ご相談させていただきたいなというふうに考えてございますけれども、
1:28:07	いかがでしょうか。
1:28:14	決定オオハシですけれども、ちなみに
1:28:17	耐震の方の動きなんですけれども、
1:28:20	補正と違って具体的にいつぐらいを考えと違ってあるんですけど、
1:28:25	こっちの方とか踏まえて、
1:28:32	日本原燃の植田です。今地盤は、
1:28:36	3日でしたっけ3月3日に審査会合を予定しておりますがまだちょっとその審査会合の結果が出ておりませんので何とも言えないところがございまして、仮にそこで片づいたとして、そこからの補正の準備に入るんですけども、
1:28:54	ということで、どこかでお話しましたけれども、補正としては、4月以降になるんじゃないかということで考えてございます。
1:29:05	以上です。
1:29:07	はい、わかりました。
1:29:12	2週間程度かかるということではありますけれども、
1:29:17	はい。
1:29:18	効率的に作業いただいて、早く出していただければと。

1:29:23	コサクです。
1:29:25	今日の話の中で、補正に盛り込むべき場所ってというのがいくつかあったので、その意味では、今言われた2週間後ぐらいまでは整理をして、資料提示をしていただいて、
1:29:39	どういうふうに補正に入れ込むのかみたいところは、改めて説明を聞いて、
1:29:45	その内容で補正を提示いただき、その時に、補正内容を盛り込んだ補足として改めて、一式という形で提示をされると。
1:29:58	ということでよろしいですかね。
1:30:01	井上稲場です。はい。おっしゃる通りにさせていただければと思います。以上です。
1:30:06	はい、古作です。わかりましたよろしく。
1:30:13	規制庁竹田です。その他よろしいでしょうか。
1:30:19	関根は本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。お疲れました。ありがとうございました。